

第3章 分野別まちづくり方針

■分野別まちづくり方針について

【分野別まちづくり方針の考え方】

分野別まちづくり方針は、第2章で設定したまちづくりの目標を実現するため、まちづくりを構成する主な分野を次に示す6つの分野に分け、体系的にまちづくりの方向性を示します。

■分野別まちづくり方針の構成

分野別まちづくり方針

土地利用

1. 富士北麓の自然と景観を守るための土地利用方針

一本町の大きな財産である富士北麓の雄大な自然環境と美しい景観を守るために、これらと共生・調和した地域特性に応じた計画的な土地利用の方向を示します。

道路・交通

2. 地域・人を結ぶ道路・交通まちづくり方針

一主要な幹線道路や交通拠点、鉄道やバス等の公共交通、身近な生活道路など、都市と地域、行き交う人を結ぶ安全で快適なまちづくりの方向を示します。

自然、景観

3. 富士の恵み・美しい自然と景観を誇るまちづくり方針

一国の象徴でもある富士山の恵みに培われた湖や樹海等の原風景、これら世界に誇る郷土の美しい自然環境や景観を守り後世に継承するためのまちづくりの方向を示します。

観光、産業、定住促進

4. 交流と活力を創造するまちづくり方針

一国際的な観光リゾート地の魅力を創出するとともに、豊かな環境に育まれた地域資源の活用と創意工夫により、賑わいと交流、活力を創造するまちづくりの方向を示します。

歴史文化、身近な緑、環境

5. 富士河口湖町らしい文化と環境を継承し育むまちづくり方針

一富士山に育まれた特徴ある歴史文化や、暮らしに身近な水と花と緑、次代へ受け継ぐかけがえのない環境などを、知恵と力を結びあい育むまちづくりの方向を示します。

住環境、防災、福祉

6. 誰もが心豊かに住み続けられる暮らしの環境づくり方針

一快適な住環境づくり、人にやさしい福祉のまちづくり、防災性の向上と安心・安全な暮らしなど、誰もが心豊かに住み続けられる身近な暮らしの環境づくりの方向を示します。

【分野別まちづくり方針の内容】

分野別まちづくり方針は、大きく右の示す3つの内容を示します。

※各分野はそれぞれ密接に関連しあっているため、施策内容が複数の分野に重複している場合がありますが、1つ1つの施策が独立してわかるようにするため、必要な施策はすべて記載しています。

(1)基本方針

一基本的な考え方
と施策の体系一

(2)まちづくり 方針

一個々の施策につ
いての方針一

(3)まちづくり 方針図

一まちづくり方
針を図示一

1 富士北麓の自然と景観を守るための土地利用方針

土地利用

(1) 基本方針

本町の大きな財産である富士北麓の自然環境と美しい景観を損なうことのないよう、これらと共生・調和した地域特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

土地利用は、本町における土地の使い方などの方向を示す重要な指針となるものです。

本町は大部分が山林や湖等の自然的な土地利用で占められていますが、時代の変化や都市化の進展とともに土地利用も変化し、中心市街地の空洞化や郊外における急速な宅地化の進行、農業地域の耕作放棄地の増加、中山間地域の過疎化の進行、森林の荒廃など、郷土の景観や地域環境への影響が懸念されています。

富士北麓の豊かな環境の中で、自然と共生する先人の知恵と営みを継承し、「人と自然」の共存・調和を図りながら、環境と共生する適正な開発誘導を行うなど、地域の特性に応じた計画的な土地利用を進めます。

■富士北麓の自然と景観を守るための土地利用方針の体系

市街地エリア

1) 中心市街地の活力と魅力高め、市街地特性に応じた計画的な土地利用誘導を図ります。

- ①中心市街地のまちづくりの推進
- ②既存市街地の環境改善
- ③定住促進の受け皿となる計画的な市街地整備の推進

農住共生エリア

2) 農地の保全・有効利用と、地域特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。

- ①農地の保全と活用
- ②集落地の住環境の維持・改善
- ③中山間地域の過疎対策の促進

観光リゾートエリア

3) 国際的な観光リゾート都市にふさわしい秩序ある土地利用を進め、魅力と活力向上を図ります。

- ①観光リゾート地の機能強化と魅力の向上
- ②地域特性に応じたまちなみ誘導

森林リゾートエリア

4) 美しい自然や景観と調和した林間住環境づくりを進めます。

- ①宅地化が進む郊外地域の適正な土地利用誘導
- ②良好な環境と調和した住環境整備の促進

森林エリア

5) まち全域が自然公園の豊かな自然・景観資源の維持・保全と多様な活用を図ります。

- ①自然公園の保全（富士箱根伊豆国立公園）
- ②森林資源の保全と活用
- ③湖や河川などの水辺の保全と活用

(2) 富士北麓の自然と景観を守るための土地利用方針

市街地エリア

1) 中心市街地の活力と魅力を高め、市街地特性に応じた計画的な土地利用誘導を図ります。

中心市街地の活性化と再生は本町の重要な課題の1つです。観光リゾート地としての本町の顔にふさわしい活気と魅力を高め、美しい風景に抱かれたコンパクトな中心市街地形成を図ります。

基本方針	施策の方針
①中心市街地のまちづくりの推進	●中心市街地の整備・活性化の促進 ○河口湖駅の交通ターミナル機能の強化（交通基盤整備、河口湖駅前線の整備推進とまちなみ景観誘導、アクセス道路整備など） ○船津周辺の既存商店街の活性化（観光商店街づくりの促進、店舗立地促進、空き店舗・空地の有効活用、まちかど・サイン整備など） ○骨格道路のまちなみ景観誘導と店舗立地促進（（都）富士河口湖線など） ○未整備となっている都市計画道路の整備促進（（都）河口湖勝山線、河口湖駅前線、船津小海線など） ○都市再生事業の有効活用（景観形成、魅力ある歩行者空間の確保、ポケットパーク整備、駐車場整備、既存公共施設の有効活用など） ●「富士河口湖町中心市街地活性化基本計画」の策定の検討
②既存市街地の環境改善	●住居系 ○木造密集地域の狭あい道路の改善、建物の不燃化・建て替え促進、建て替え困難箇所の改善、公園等オープンスペースの確保 ○低未利用地の計画的な整備促進、空き地・空き家の有効活用 ○宅地化が進む市街地周辺の基盤整備の推進、計画的な宅地化誘導 ●商業・業務系 ○船津地区中心商業地の形成、既存商店街の店舗・サービス機能の充実 ○国道139号、（都）富士河口湖線、河口湖駅前線、船津小海線等の幹線道路沿道の利便性の高い商業業務サービス機能の集積促進と沿道土地利用コントロール（商業業務店舗、生活サービス施設、文化・交流施設、観光施設等の立地と周辺土地利用と調和した計画的な整備促進） ○大型店舗立地における中心商店街や周辺環境に配慮した計画的な誘導 ●工業系 ○勝山地区等の既存工業地における本町の産業拠点にふさわしい機能充実 ○交通利便性、良好な環境等の立地条件を活かした新規優良企業の誘致
③定住促進の受け皿となる計画的な市街地整備の推進	●小立・勝山地区の計画的・総合的な都市基盤整備の推進 ○小立土地区画整理事業の促進 ○小立・勝山地区まちづくり事業と併せた本町の副次的タウンセンター（新たな都市拠点）の形成と機能充実（公共施設の計画的な整備および部分移転の推進） ○地区計画等の策定、防災機能の高い公園等の整備 ●計画的な市街地整備の促進 ○市街地（用途地域）の空地など低未利用地の計画的な宅地化の促進 ○地区計画等を活用した誘導型まちづくりの推進 ●今後の市街地整備に併せた用途地域の見直し検討* ○市街地のポテンシャルの高い国道139号沿道等の現行用途地域の見直し ○宅地化が進む勝山・大嵐地区、国道139号周辺の南台地区、施設の集積が進む河口湖IC周辺の用途地域の編入の検討 ○富士吉田市と連携を図った河口湖IC周辺の観光業務・文化交流ゾーンの形成 ●定住促進に向けた支援策の充実 ○新築住宅建築等奨励金、住宅団地造成助成金、空き家情報等の実施による定住促進

注）*用途地域の見直し検討についての詳細は、本計画書123ページを参照下さい。

農住共生エリア

2) 農地の保全・有効利用と、地域特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。

富士北麓の風土の恵みを楽しむ暮らし続けるために、農地の計画的な保全と農業基盤整備の促進、耕作放棄地等の有効利用、集落地の住環境改善など地域特性に応じた良好な集落地の形成を図ります。

基本方針	施策の方針
①農地の保全と活用	●優良農地等の保全 ○優良農地の計画的な維持・保全、農業基盤整備の推進（「農業振興地域整備計画」「農業基本構想」の策定） ○富士ヶ嶺地区の高原牧草地帯営農環境や景観の維持・保全 ●遊休農地、耕作放棄地の有効利用の促進 ○無秩序な宅地化の防止と適切な土地利用誘導 ○農業継続支援（遊休農地対策事業、特定法人貸し付け事業など） ○「農地バンク制度」による営農希望者への斡旋、市民農園、観光農園、クライングルテン住宅の開発、景観緑地（お花畑）への有効活用 ○農業担い手の育成支援（認定農業者、エコファーマーへの支援）
②集落地の住環境の維持・改善	●集落環境の改善・向上 ○既存住宅地や中山間地域の集落地の生活環境整備の推進（道路や排水施設、公園広場、コミュニティ施設整備など） ○大石、河口地区における農業農村総合整備事業、富士ヶ嶺地区における畑地帯総合整備事業等の推進 ○宅地化が進む河口湖北岸地域における地域特性を考慮した一定のルールに基づく計画的な土地利用の誘導（土地利用ガイドラインの策定など） ●美しい農村・里山景観の維持・保全 ○富士河口湖町景観計画および景観条例に基づく施策の推進
③中山間地域の過疎対策の促進	●過疎対策に向けた住環境整備の促進 ○空き家の斡旋等による移住の促進、耕作放棄地の有効活用、一人暮らし高齢者の生活をサポートするまちなか居住の促進など ●都市と農村の交流促進 ○グリーンツーリズム、エコツーリズム等都市住民との交流促進



・農地・山林・宅地分散立地する郊外部

観光リゾートエリア

3) 国際的な観光リゾート都市にふさわしい秩序ある土地利用を進め、魅力と活力向上を図ります。

富士山の眺望と美しい湖を擁する自然環境を活かした観光保養地の更なる魅力と活力を高めるため、機能的かつ適正な土地利用の調整と誘導を図ります。

基本方針	施策の方針
①観光リゾート地の機能強化と魅力の向上	●既存の観光リゾート地の機能強化と魅力の向上 ○河口湖周辺観光商業地、八木崎公園等湖畔周辺の各公園、道の駅かつやま、いやしの里根場等のレクリエーション機能の強化 ○雄大な自然、豊富な温泉、歴史文化遺産等の観光資源を活用した魅力向上 ○魅力ある観光商業地再生のための計画的な土地利用誘導（河口湖畔） ○観光活性化に資する交流施設の検討（観光情報施設、日帰り入浴・休憩、健康増進機能、物産販売施設、飲食店等が複合した新たな交流施設など）
②地域特性に応じたまちなみ誘導	●地域特性に応じたまちなみの誘導 ○4つの湖畔リゾートの地域特性に応じた良好なまちなみ誘導の促進 ●湖畔周辺の景観コントロール ○湖畔周辺の景観コントロールの促進（高さ、色彩、意匠など） ○湖畔と富士山、周囲山並みの眺望域の保全



・河口湖畔の観光商業地



・いやしの里根場

森林リゾートエリア

4) 美しい自然や景観と調和した林間住環境づくりを進めます。

森林に囲まれた別荘住宅地や観光レクリエーション施設周辺地域は、適正な土地利用誘導や居住環境整備を進め、美しい自然や景観と調和した林間住環境づくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①宅地化が進む郊外地域の適正な土地利用誘導	○国道139号周辺土地改良地区におけるスプロール化・乱開発の防止と計画的な土地利用の誘導 ○地域特性を考慮した一定のルールに基づく計画的な宅地化の誘導 ○勝山・大嵐地区、国道139号周辺の南台地区、施設の集積が進む河口湖IC周辺などにおける適正な土地利用の誘導 ○白地地域の土地利用コントロール方策としての土地利用ガイドラインの検討
②良好な環境と調和した住環境整備の促進	○自然環境の保全と土地利用コントロールの推進 ○環境と共生した緑豊かな林間住宅の住環境整備促進（エコヴィレッジなど） ○低未利用地の計画的な整備促進

森林エリア

5) まち全域が自然公園の豊かな自然・景観資源の維持・保全と多様な活用を図ります。

本町は、概ね全域が「富士箱根伊豆国立公園地域」にあり、この豊かな自然環境は太古の時代より大切に受け継がれた郷土の貴重な財産です。これらを貴重な自然・景観資源として大切に守るとともに、レクリエーション、自然とのふれあいの場として多様な活用を図ります。

基本方針	施策の方針
①自然公園の保全（富士箱根伊豆国立公園）	○富士箱根伊豆国立公園区域の保全とレクリエーション活用の推進（自然公園法の遵守と必要に応じた地種区分の見直しの要請） ○フィールドミュージアム構想の促進
②森林資源の保全と活用	○森林の保全（保安林の指定継続、新しい森づくりの推進、「森林整備計画」に基づく植林地・森林の適正な維持・管理など） ○森林資源の有効活用（「山岳森林資源活用計画」に基づくレクリエーション活用、森林セラピーロード事業など） ○青木ヶ原樹海の保全と活用（樹海散策路整備など）
③湖や河川などの水辺の保全と活用	○湖・河川の水辺環境の保全（水質保全体制の強化、生態系の保全等） ○湖・河川の親水利用の促進（各湖の特性を活かした水辺空間の活用、湖の河川敷を利用した親水公園整備の推進（足和田地区、上九一色地区）など）



・青木ヶ原樹海と富士山

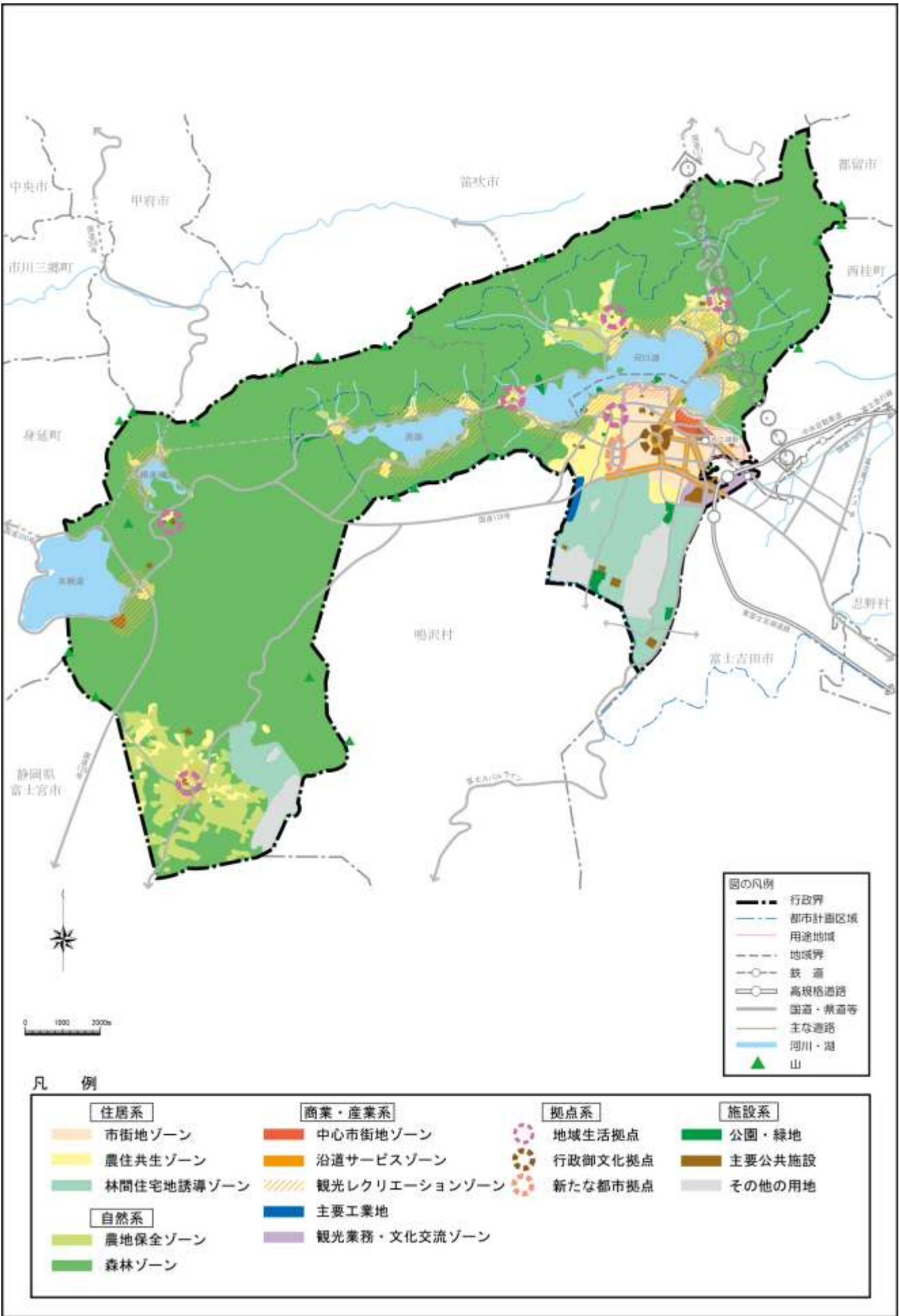
(3) 土地利用の配置方針

本町の土地利用は、次のような区分で、地域特性に応じたコンパクトでバランスある配置を図ります。

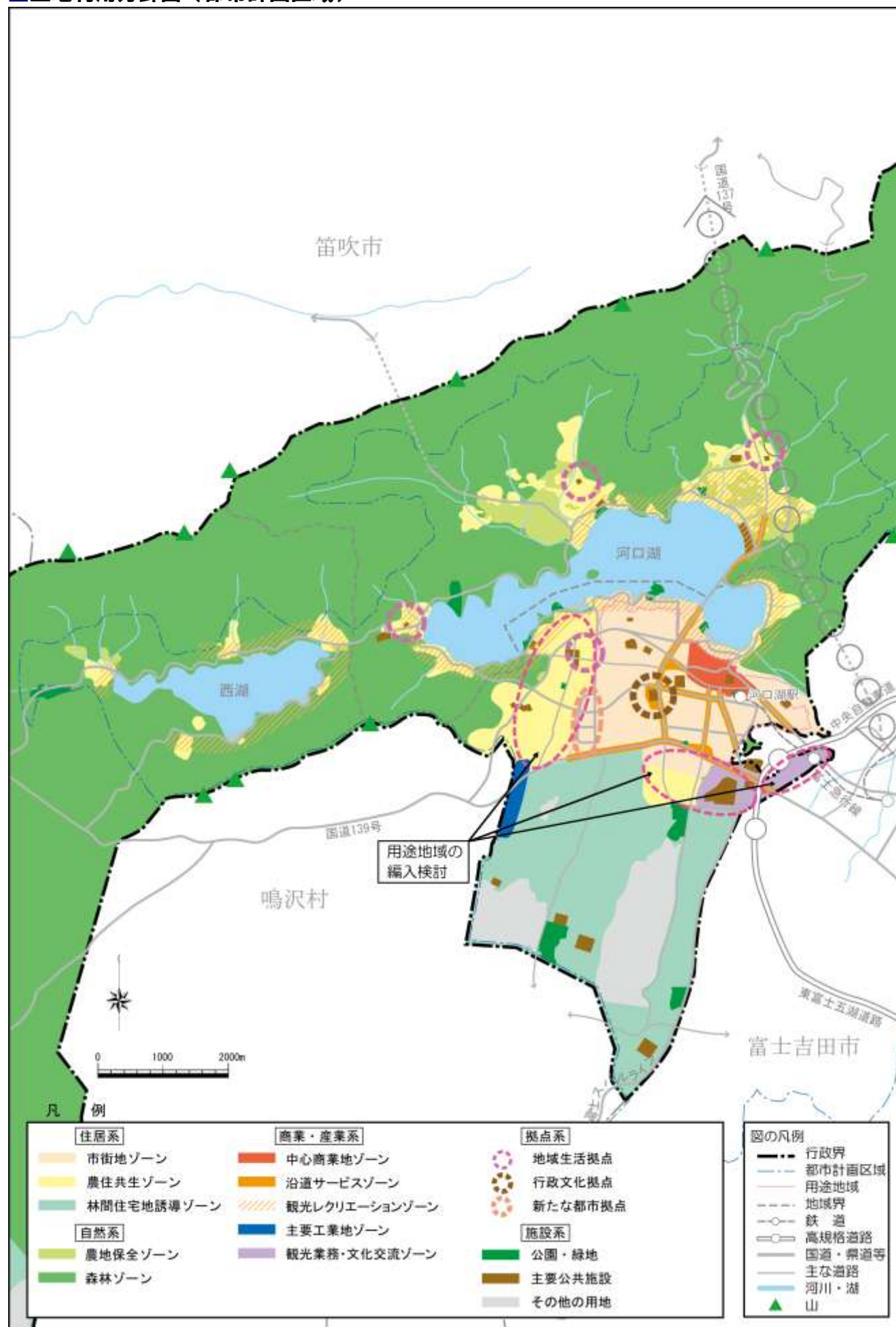
■土地利用の配置方針

区 分		土地利用の考え方	対象地域
住居系	市街地ゾーン	地域の特性に応じた良好な住宅市街地の形成を図るとともに、定住促進に向けて受け皿となる新規住宅地の整備を促進します。	・河口湖南部の船津、小立地区
	農住共生ゾーン	無秩序な宅地化の抑制と、自然環境や農地の保全と併せた住環境の改善整備、地域特性に応じた良好な住宅・集落地の形成を図ります。	・市街地周辺の住宅地・集落地や中山間地域の集落地
	林間住宅地誘導ゾーン	宅地化が進む市街地郊外および富士ヶ嶺の農業集落地域で、優良農地の保全、施設の集約による機能強化、適正な土地利用誘導等により、森林環境と住宅が共生するリゾート型の良好な住宅地の形成を図ります。	・河口湖インター線・南台地区周辺や富士ヶ嶺地区等の森林に囲まれた別荘リゾート地周辺
商業・産業系	中心商業地ゾーン	本町の中心商業地を形成するゾーンで、交通拠点機能の強化、観光・商業業務機能の集積、都市空間の魅力の向上により、本町の顔にふさわしい中心商業地の形成を図ります。	・船津地区の既存商業集積地周辺
	沿道サービスゾーン	主要幹線道路の沿道ゾーンで、店舗・サービス施設、交流施設、観光施設等の立地促進と計画的なまちなみ誘導により、周辺環境に配慮した利便性の高い沿道型の生活サービスゾーンの形成を図ります。	・国道139号、国道137号、河口湖駅周辺、(都)富士河口湖線、河口湖駅前線、船津小海線など
	観光レクリエーションゾーン	自然環境や景観に配慮しながら、既存機能の充実とともに、新たな観光レクリエーションゾーンの形成を図ります。	・4つの湖の湖畔周辺、富士ヶ嶺地区の観光レクリエーションゾーン
	主要工業地ゾーン	既存の工業集積地で、地域産業の育成に向けた企業誘致の促進と、産業拠点としての機能強化・拡充を検討します。	・勝山地区の既存工業地
	観光業務・文化交流ゾーン	中央自動車道河口湖 IC 周辺、県立富士ビジターセンター、富士ふれあい村周辺は、広域からの交通玄関口としての立地条件、交通結節性や既存のレジャー施設、観光交流施設等の集積を活かし、富士吉田市との連携を図りながら観光業務・文化交流ゾーンとしての機能強化を図ります。	・中央自動車道河口湖IC、富士吉田IC周辺の既存レクリエーション施設周辺など
自然系	農地保全ゾーン	市街地郊外から中山間地まで分布する農用地で、農地の保全を図るとともに、農業基盤整備、遊休農地・耕作放棄地の有効活用等を促進します。	・一団の農用地区域
	森林ゾーン	青木ヶ原樹海をはじめ良好な自然環境と景観の保全を図るため、森林資源の保全と自然とのふれあいの場として積極的なレクリエーション利用を図ります。	・青木ヶ原樹海、県有林、保安林、地域計画対象民有林など
拠点系	地域生活拠点	地域の生活の中心となっているところで、支所や文化コミュニティ施設、生活サービス機能の充実と魅力の向上を図り、利便性の高い地域生活拠点を形成します。	・勝山、河口、大石、長浜、精進、富士ヶ嶺地区
	行政・文化拠点	主要な行政文化施設が立地するところで、本町の顔にふさわしい行政文化拠点として形成を図ります。	・富士河口湖町役場周辺
	新たな都市拠点	本町の副次的タウンセンターとしての機能充実を図ります。	・小立土地区画整理事業地・勝山地区の一部
施設系	公園・緑地	河口湖総合公園、くぬぎ平スポーツ公園、河口湖フィールドセンター、天上山公園、大池公園、八木崎公園、小海公園、シッコゴ公園、大石公園、野鳥の森公園など	
	主要公共施設	行政文化施設や学校等の主要な公共施設	

■土地利用方針図



■土地利用方針図（都市計画区域）



2 地域・人を結ぶ道路・交通まちづくり方針

道路・交通

(1) 基本方針

4つの湖を結ぶ幹線道路網の強化や公共交通の利便性を高め、 都市と地域、行き交う人を結ぶ安全で快適なみちづくりを進めます。

道路や鉄道、バス等の公共交通機関は、私たちの暮らしや都市間の連携、産業・観光・交流・防災などにおいて、重要な役割を果たしている主要な都市施設です。

本町は、中央自動車道と東富士五湖道路、富士急行線が走っており、国道139号や国道137号をはじめ、国道358号、国道300号、主要地方道・県道など9路線が周辺都市と連絡し、町の骨格を形成しており、現在、(仮称)新倉トンネルや(都)船津小海線の整備が進められるなど、広域的な交通アクセスの向上と地域ポテンシャルの向上が期待されています。

しかしながら、狭い生活道路や慢性的な交通渋滞、歩行者の安全性、公共交通を含めた地域間の連絡の脆弱性、災害時の中山間集落地域の孤立化の懸念など、観光都市としての車優先の道路から快適さ等を重視した誰もが使いやすい道路への質的向上なども含め、様々な課題を抱えています。

このため、既存の道路交通網を活かした体系的な道路網の再編・強化を図るとともに、地域の実情や利便性を踏まえた地域間の連絡の強化、主要な交通拠点の機能強化や公共交通の利便性の向上、身近な生活道路などの交通環境の改善など、都市と地域、人を結ぶ安全で快適なみちづくりを進めます。

■地域・人を結ぶ道路・交通まちづくり方針の体系

1) 4つの湖を連絡し本町の骨格を形成する主要な幹線道路網の強化を図ります。

①広域幹線道路の整備促進と機能強化

②主要な幹線道路網の整備・強化

③都市計画道路網の再編、整備の促進

④その他の主要道路の改善・整備

⑤幹線道路網整備計画の検討

2) 本町の玄関口となる駅などの交通拠点の機能強化や公共交通の利便性を高めます。

①主な交通拠点の機能強化と魅力づくり

②公共交通の利便性の向上

3) 誰もが安心・快適に利用できるみちづくりと交通環境の形成を図ります。

①生活道路の改善・整備

②景観や環境に配慮した人にやさしく楽しいみちづくり

③交通安全対策の充実

④道路の美化と適切な維持管理

(2) 地域・人を結ぶ道路・交通まちづくり方針

1) 4つの湖を連絡し本町の骨格を形成する主要な幹線道路網の強化を図ります。

広域的な交通アクセス強化と本町の骨格を形成する幹線道路の適切な配置と機能強化を進め、系統性のある幹線道路網の形成と周辺都市や4つの湖の地域を連絡する道路網の強化を図ります。

基本方針	施策の方針
①広域幹線道路の整備促進と機能強化	●広域的な交通アクセス道路の整備 ○（仮称）新倉トンネルの整備促進 ●広域幹線道路の機能強化 ○国道139号改良促進（渋滞解消、主要交差点の改良、歩道整備など） ●高規格道路の整備促進（甲府富士北麓連絡道路） ○甲府都市生活圏域と富士北麓・東部都市生活圏域を結び、都市生活圏域間の連携を強化し大規模災害にも備える高規格道路の整備促進
②主要な幹線道路網の整備・強化	●4つの湖や周辺市町村間をネットワークする主要幹線道路網の強化 4つの湖や周辺市町村への連絡強化を図るため、必要に応じて道路拡幅・改良などの機能強化を図る ○（主）河口湖精進線、（主）富士宮鳴沢線の機能強化 ○（都）富士河口湖線の機能強化、（都）船津小海線の整備推進 ●河口湖駅周辺の主要な幹線道路網の整備と機能強化の推進 本町の玄関口となる河口湖駅の交通拠点機能の向上と駅周辺の交通整序、利便性を高めるため、主要幹線道路網の整備と機能強化を図る ○（都）河口湖駅前線、町道河口湖駅前通り線の沿道と一体となった整備推進 ○市街地の東西の骨格となる（都）船津小海線については、未整備区間のルート変更も含めた地域の実情に即した既定計画の見直し検討 ●主要な地域幹線道路網の機能強化 中山間地域を連絡し、観光道路としての性格も有する道路として、必要に応じて道路拡幅・改良など機能強化を図る ○県道富士河口湖芦川線のアクセスルート整備など機能強化の促進 ○県道富士河口湖富士線、青木ヶ原船津線、鳴沢富士河口湖線、精進湖畔線、本栖湖畔線の機能強化の促進
③都市計画道路網の再編、整備の促進	●都市計画道路船津小海線の整備推進 船津地区と大嵐地区を結び骨格となる（都）船津小海線は、未整備区間のルート変更を含め、整備の促進を図る ●都市計画道路の整備推進 交通結節点である河口湖駅と市街地を東西に結び（都）河口湖駅前線や湖岸の観光商業地と勝山地区を結び（都）河口湖勝山線、その他8路線の都市計画道路については、町内道路網の再検討と併せて現在の社会情勢や地域の実情に即し、必要に応じた既定計画の見直しを含め、整備の推進を図る
④その他の主要道路の改善・整備	●町道等の拡幅・改良など計画的な整備推進 その他、主な町道や集落内の主要生活道路、農道、林道等についても、必要に応じて道路の拡幅・改良、機能強化を促進する ○幹線道路の交通対策を補完する町道の機能強化（河口湖インター線の機能強化、町道船津登山道線、勝山中央通り線、勝山富士見線等の改良・整備） ○国道137号河口バイパス開通に伴う町道移管区間の生活道路化の推進（河口地区周辺、歩道の改善・整備、魅力づくりなど）
⑤幹線道路網整備計画の検討	本計画で示した幹線道路網の基本的な方向性を踏まえ、長期的視点に立った「富士河口湖町長期道路整備計画」の策定を検討する

■幹線道路網の区分と機能

区 分		道路の役割・機能	対象路線
高規格道路		高速道路、自動車専用道路等、都市間を連絡する規格の高い広域な幹線道路	○中央自動車道 ○東富士五湖道路 ○甲府富士北麓連絡道路（構想）
広域幹線道路		都市間を連絡する広域的な幹線道路	○国道139号、137号、358号、300号 ○国道137号河口バイパス・（仮称）新倉トンネル
市街地周辺	主要幹線道路	富士河口湖町の骨格を形成し、4つの湖や周辺都市との連絡等を担う主要な幹線道路	○（主）河口湖精進線、（主）富士宮鳴沢線 ○（都）富士河口湖線、（都）船津小海線
	市街地幹線道路	主要幹線道路を補完し、主に市街地内の交通の集散を担う幹線道路や補助幹線道路	○県道鳴沢富士河口湖線 ○その他、河口湖駅前線など都市計画道路8路線（都市計画道路計10路線）
	その他の主要道路	市街地や住宅地・集落地の主要な生活道路	○町道船津登山道線、河口湖インター線、勝山中央通り線、勝山富士見線、河口湖駅前通り線 ○その他、主要町道など
中山間地域	地域幹線道路	主として中山間地域の骨格を形成し、地域間を連絡する幹線道路	○県道富士河口湖富士線、富士河口湖芦川線（若彦トンネル）、青木ヶ原船津線、精進湖畔線、本栖湖畔線、富士河口湖笛吹線 ○西湖精進湖線、精進湖北栖湖線（計画）
	その他の主要道路	中山間地域の主要な生活道路や農道、林道等	○主要な農道 ○主要な林道など

2）本町の玄関口となる駅などの交通拠点の機能強化や公共交通の利便性を高めます。

観光リゾート地である本町の玄関口である河口湖駅の交通結節機能の強化や、町民の身近な足となる公共交通の充実を進め、住む人、訪れる人に快適で利便性の高い交通環境の形成を図ります。

基本方針	施策の方針
①主な交通拠点の機能強化と魅力づくり	●河口湖駅の交通拠点機能の強化 ○観光玄関口としての交通広場、駐車場、案内システム等の機能充実と魅力づくり ○駅周辺アクセス道路の整備推進 ○新たな交通システムの導入検討（パークアンドライド、レンタサイクル整備、サイクルトレイン等の促進など）
②公共交通の利便性の向上	●鉄道の利便性の向上と運行強化 ○鉄道利便性の向上、運行本数の増加要請等の運行強化 ●バス路線網の充実 ○町内循環バスの運行コースやダイヤ編成の強化、巡回シャトルバスの路線拡大等（町民巡回バス計画の検討） ○レトロバスの路線延長等の充実 ○福祉バスの効率的な活用検討、コミュニティバスの検討 ●パークアンドライド、デマンドバスシステムの検討 ○鉄道等、公共交通の利用促進と市街地の交通緩和を図るパークアンドライドの促進 ○中山間地域等の公共交通の利便性を高めるデマンドバスシステムの導入検討

3) 誰もが安心・快適に利用できるみちづくりと交通環境の形成を図ります。

身近な生活道路や交通安全対策等については、緊急性の高いものから順次、段階的に改善整備を進めるとともに、豊かな環境と風景を楽しむみちづくりなど、誰もが安心・快適に利用できるみちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①生活道路の改善・整備	○主要な生活道路の効率的な整備推進 ○狭あい道路や行き止まり道路など、交通安全や防災上問題のある道路について、整備の緊急性に応じた段階的な改善・整備 ○中山間地域など災害時における主要路線の迂回路の検討
②景観や環境に配慮した人にやさしく楽しいみちづくり	●安全・快適な歩行者・自転車ルートの確保 ○歩道整備、歩行者優先道路の整備（通学ルート、路側帯の確保など） ○「交通バリアフリー法」に基づく歩道整備、段差解消など道路のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化、電線類地中化の促進、人にやさしいみちづくりの推進 ○自転車活用のエコ交通システムづくり ●歩いて楽しいみちづくりの推進 ○中心市街地の歩いて楽しい歩行者空間の整備（（都）河口湖駅前線、河口湖通り・本町通り等の商店街、河口湖駅前通りなど） ○（都）富士河口湖線など主要幹線道路の景観整備 ○シニクトレイル・並木道の整備 ○系統的な遊歩道・自転車道の整備（湖畔周遊散策ルート、ふるさと散歩道、歴史・文化の散歩道、サイクリングロードなど）
③交通安全対策の充実	○交通量および歩行者数が多い主要道路の交通安全対策の強化（（都）河口湖駅前線・河口湖駅前通りなど） ○危険性の高い交差点の改善（交差点の改良、信号機・ミラー設置など） ○通学路の交通安全対策の充実（スクールゾーン設置、車の走行速度抑制など） ○街路灯・防犯灯の整備 ○地域の実情に即した交通規制の促進（一方通行、大型車の規制など） ○冬季の積雪・道路凍結対策の推進 ○交通安全活動の推進（交通安全意識の啓発と普及、周知徹底など）
④道路の美化と適切な維持管理	○地域特性や周辺環境にあった街路樹等の道路緑化の促進 ○地域との協働による道路清掃、花植え、街路樹等の維持管理の促進

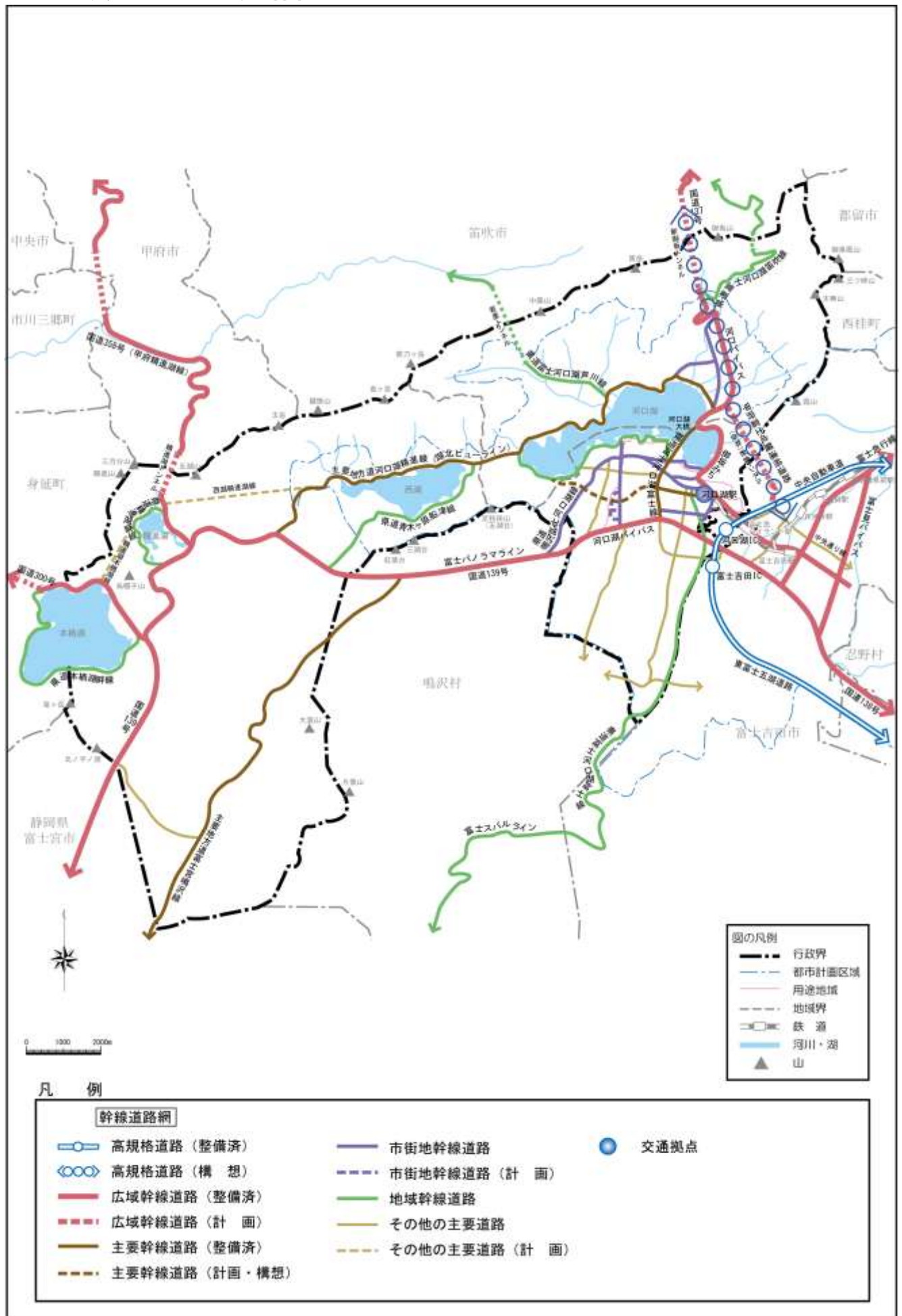


・石畳で整備された宮森のみち



・地域住民による花植え

■道路・交通まちづくり方針図



■道路・交通まちづくり方針図（都市計画区域）



3 富士の恵み・美しい自然と景観を誇るまちづくり方針

自然、景観

(1) 基本方針

富士山の恵みに培われた湖や樹海等の原風景など、世界に誇る郷土の美しい自然環境や景観を守り、後世に継承するまちづくりを進めます。

本町は、富士山を仰ぎ見、富士五湖のうち4湖を擁する「湖水地方」ともいべき自然環境に恵まれた風光明媚な地域であり、また、この自然環境や富士山を主景として培われた郷土の景観は、地域の伝統文化に深く結びつくとともに、酪農や観光といった各種産業振興など地域経済にも大きく貢献し、私たちの暮らしに深く結びつき様々な恵みをもたらしています。

この豊かな自然環境と美しい景観は、本町の誇りであり、かけがえのない財産であるとともに、これらを守り次代に受け継いでいくことは、今を生きる私たちの大きな責務といえます。富士山と湖水の環境と景観をあらゆる場で意識し、心の拠り所として守り・育むことが、本町のまちづくりにおける最も優先的な課題といえます。

現在、「富士山世界文化遺産」の登録に向けた活動が進められていますが、この活動を今後も継続し、富士の恵みである美しい自然環境と景観を後世に継承するまちづくりを進めます。

■富士の恵み・美しい自然と景観を誇るまちづくり方針の体系

1) 富士山の恵みを誰もが享受できるよう守り育て、次代に継承していきます。

①自然公園区域の環境保全

②豊かな森林資源の保全と活用

③潤いある湖・河川など水辺環境の保全と活用

④貴重な動植物の生息環境の維持・保全

2) 美しい風景を慈しみ、知恵と誇りをもって守り・育てる景観まちづくりを進めます。

①風土の特色ある景観の保全と活用

②魅力的な地域景観資源の保全と活用

③景観に配慮したまちづくりの推進

④景観形成に向けた適切な景観コントロールの推進

3) 世界に誇る郷土の自然・景観を協働により育み・創造するまちづくりを進めます。

①富士山世界文化遺産登録の推進

②景観行政の取り組みの推進

③住民参加・協働による風土を守り・育むまちづくりの推進

(2) 富士の恵み・美しい自然と景観を誇るまちづくり方針

1) 富士山の恵みを誰もが享受できるように守り育て、次代に継承していきます。

「富士河口湖町自然環境を守り育む条例」および「富士河口湖町景観条例」に基づき、富士山の雄大な自然環境に培われた風土の環境を誰もが享受できるように守り・育て、次代に継承していきます。

基本方針	施策の方針
①自然公園区域の環境保全	●自然公園区域の環境保全 ○富士箱根伊豆国立公園区域の環境保全 ○自然公園法の遵守と必要に応じた地種区分の見直しの検討 ●富士山地域管理計画に基づく自然環境・生態系の保全 ○「富士山地域管理計画（富士山北麓管理計画区）」（平成12年1月環境庁）に基づく自然環境・生態系の保全
②豊かな森林資源の保全と活用	●貴重な森林資源の保全 ○「富士河口湖町森林整備計画」に基づく適正な維持管理の推進（保安林の指定継続など） ○富士裾野部の天然のアカマツ林・広葉樹林、青木ヶ原樹海の原生林の保全 ○里山の森林の保全、林業の振興（間伐材等の利用、バイオマスなど） ●森林とのふれあいの場づくりの推進 ○森林セラピーロード事業、自然学習・体験の場の充実（西湖コウモリ穴、野鳥の森など） ○山岳森林資源活用計画に基づく、トレッキングコース、ハイキングコース、トイレ等の整備推進
③潤いある湖・河川など水辺環境の保全と活用	●4つの湖と主要河川の水辺環境、地下水、沢、渓谷等の水質の維持・保全 ○湖の水質汚濁の防止促進と自然環境に配慮した護岸整備の推進 ○地下水保全条例による地下水の保全 ●河川上流域からの水環境の保全と回復 ○公共下水道整備の推進、合併浄化槽の普及促進など ●水辺とのふれあいの場づくりの推進 ○自然を活かした湖・河川等の水辺活用の継続検討
④貴重な動植物の生息環境の維持・保全	●山地や湖の貴重な動植物の保護、生息環境の維持・保全 ○山や湖・川など貴重な動植物の生息環境の維持・保全（天然記念物フジマリモの保護、ワカサギ、ヒメマスの生息確保など） ○子ども達の環境教育の促進 ○県・周辺市町村、NPO等と連携した御坂山系の貴重な高山植物の保護 ●自然に配慮した施設整備 ○道路や河川の整備等における多自然型工法の活用、ビオトープ空間の創出



・御坂峠付近から見た富士山



・雪頭ヶ岳、十二ヶ岳と西湖

2) 美しい風景を慈しみ、知恵と誇りをもって守り・育てる景観まちづくりを進めます。

風土の象徴である富士山の眺望と原生林の眠る森林景観、日本の湖水地方の美しい風景などダイナミズムの息づく大地の構造を土台に、人々の豊かな営みの風景など、これまで培われた貴重な財産を損なうことのないよう、慈しみ、知恵と誇りをもって守り・育てる景観まちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①風土の特色ある景観の保全と活用	●自然景観の保全 ○山岳・森林景観や湖・水辺景観の保全と活用 ○山梨県景観形成方針重点地域に位置づけられる「富士山・富士五湖景観形成地域」の自然環境の保全と景観づくりの推進（自然公園法に基づく） ●優れた眺望景観の保全 ○優れた眺望場所の保全と魅力づくり（紅葉台、三湖台～五湖台、天上山公園、東海道自然遊歩道、富士ヶ嶺の高原パノラマなど） ●特色ある農村集落景観の保全 ○里山農村景観、高原牧草地景観など特徴的な集落景観の保全
②魅力的な地域景観資源の保全と活用	○地域景観を特徴づける社寺林、小川・沢、大木・古木、雑木林等の身近な景観資源の保全 ○潜在的な資源の顕在化と魅力的な景観スポットの形成（サイン設置など）
③景観に配慮したまちづくりの推進	●フィールドミュージアム構想の促進 ○フィールドミュージアム構想に基づく景観形成の促進（ビューポイント指定、湖畔周遊道路整備など） ●「環（ぐるり）富士山風景街道」の景観づくりの推進 ○国交省の日本風景街道の取り組み（平成18年度）から、「環（ぐるり）富士山風景街道」に該当する国道139号周辺の景観づくりの推進 ●郷土の顔づくりの推進 ○中心市街地の顔づくり（船津地区の既存商店街周辺、河口湖駅周辺など） ○観光リゾート地の魅力づくり（河口湖周辺の観光商業地・レクリエーション施設周辺の景観の向上と魅力づくり） ○個性を活かした4つの湖畔レクリエーションゾーンの景観づくり ○地域生活拠点の景観向上と魅力づくりの促進 ○特徴ある施設等の魅力づくり（西湖いやしの里根場、みちの駅かつやまなど） ●多彩な景観資源を結ぶネットワークの形成 ○水と緑の景観軸の形成（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖を結ぶ軸など） ○にぎわい・交流軸、主要な観光レクリエーション・地域連携軸の景観形成（緑化推進、沿道景観の向上など） ○散歩道や遊歩道、サイクリングロード、ハイキングコース・登山道の景観ネットワーク（湖畔周遊ルート、旧鎌倉街道、寺川遊歩道、東海道自然遊歩道、その他散策コース等の景観形成、休憩スポット、サイン整備など）
④景観形成に向けた適切な景観コントロールの推進	●景観を妨げる要因の改善 ○富士山、4つの湖、四季を彩る森林・山並み等の良好な眺望域の景観コントロールの推進（建物の高さ・意匠・形態・色彩等の規制誘導） ○豊かな自然環境や沿道景観との調和、富士山等の山なみや湖水等の眺望域の確保、美しいまちなみの形成に向けた電線類地中化の促進 ○主要道路沿道、湖畔周辺等の乱立する看板、標識、ごみの不法投棄、廃屋・耕作放棄地など景観を阻害する要因について、一定のルールに基づく規制・誘導等の取り組みの推進 ●良好なまちなみの誘導 ○土地利用方針や後述の富士河口湖町景観計画および景観条例等に基づき、地域の特性に応じた良好なまちなみ誘導の促進

3) 世界に誇る郷土の自然・景観を協働により育み・創造するまちづくりを進めます。

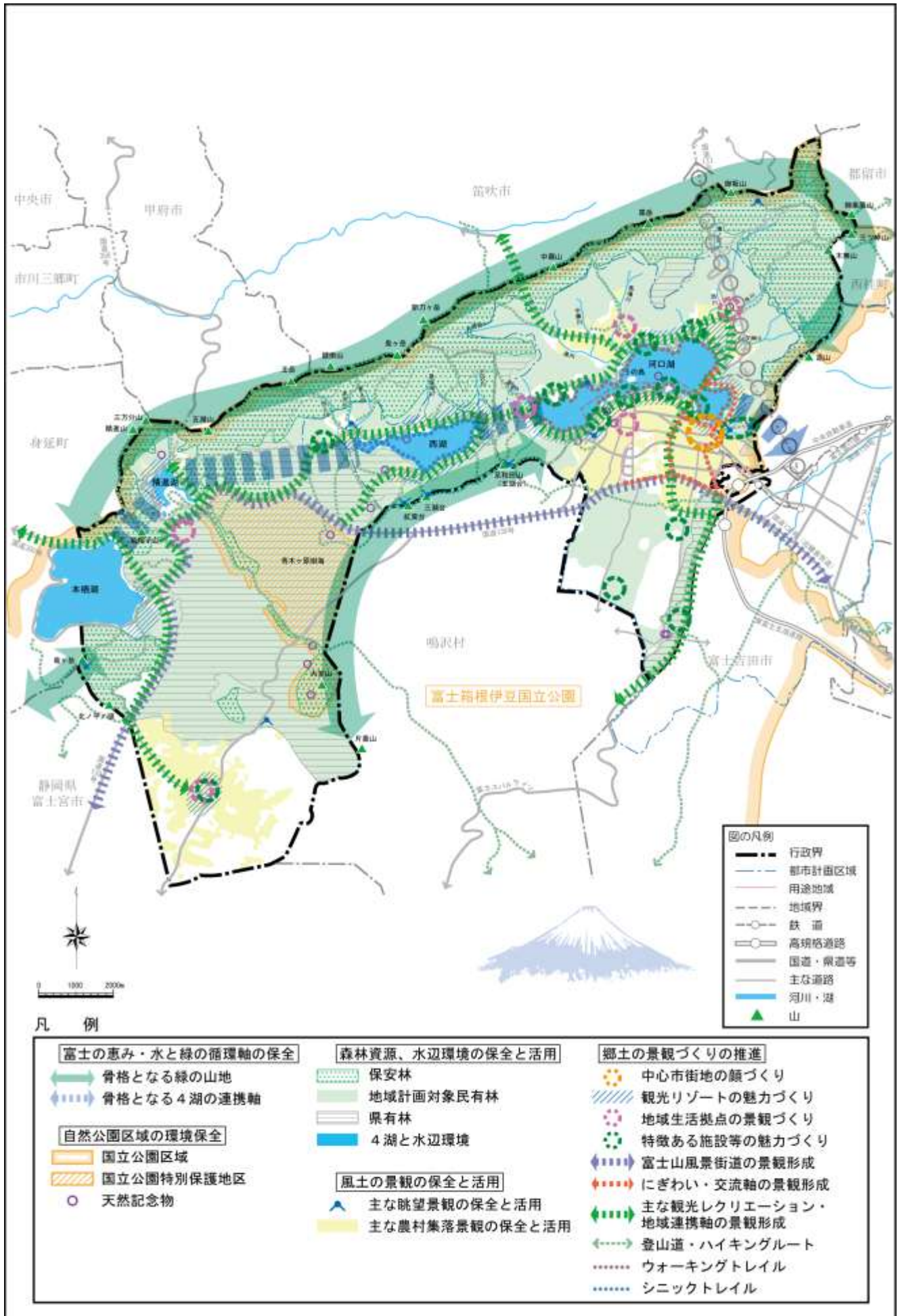
美しい富士山の景観と豊かな自然環境は、本町の誇りであるとともにかけがえのない財産であり、また国の重要な文化遺産です。人間と自然が共同で創り出したこの心の礎となる郷土の風景を、住む人・訪れる人も含め協働により育み、今を生きる私達の誇りとして後世に継承していきます。

基本方針	施策の方針
①富士山世界文化遺産登録の推進	●「富士山世界文化遺産登録」の推進 ○住民のコンセンサスを得た「富士山世界文化遺産登録」の推進
②景観行政の取り組みの推進	●富士河口湖町景観計画および景観条例に基づく景観形成の推進 ●景観形成推進ゾーンの設定 ●景観まちづくりへの支援策の充実 ●その他の総合的な景観づくりの取り組みの推進 ○屋外広告物整理統合事業の推進 ○サイン計画に基づく施策や事業の推進など
③住民参加・協働による風土を守り・育むまちづくりの推進	●景観まちづくりに関連する地域ルールづくりの推進 ○良好なまちなみ景観誘導のための地域ルールづくりの推進（住民任意の景観協定、まちなみ協定、法律に基づく地区計画、建築協定、緑地協定など） ○地区の特性に応じた景観形成の推進、住民合意に基づく要綱制定の検討 ●住民参加による景観形成活動の促進 ○住民参加の話し合いの場づくり ○住民参加による景観形成活動への支援 ○景観アドバイザー制度の導入 ●景観づくりの啓発活動の推進 ○景観表彰制度の創設、景観コンクール、景観百選等の実施 ○景観シンポジウム、景観づくり住民懇談会の開催 ○まち歩きイベント、風景再発見ツアー、風景マップづくり等の実施 ○フィルムコミッションの促進（山梨県フィルムコミッションの活用）など



・富士山の四季

■自然と景観を誇るまちづくり方針図



4 交流と活力を創造するまちづくり方針

観光、産業、定住促進

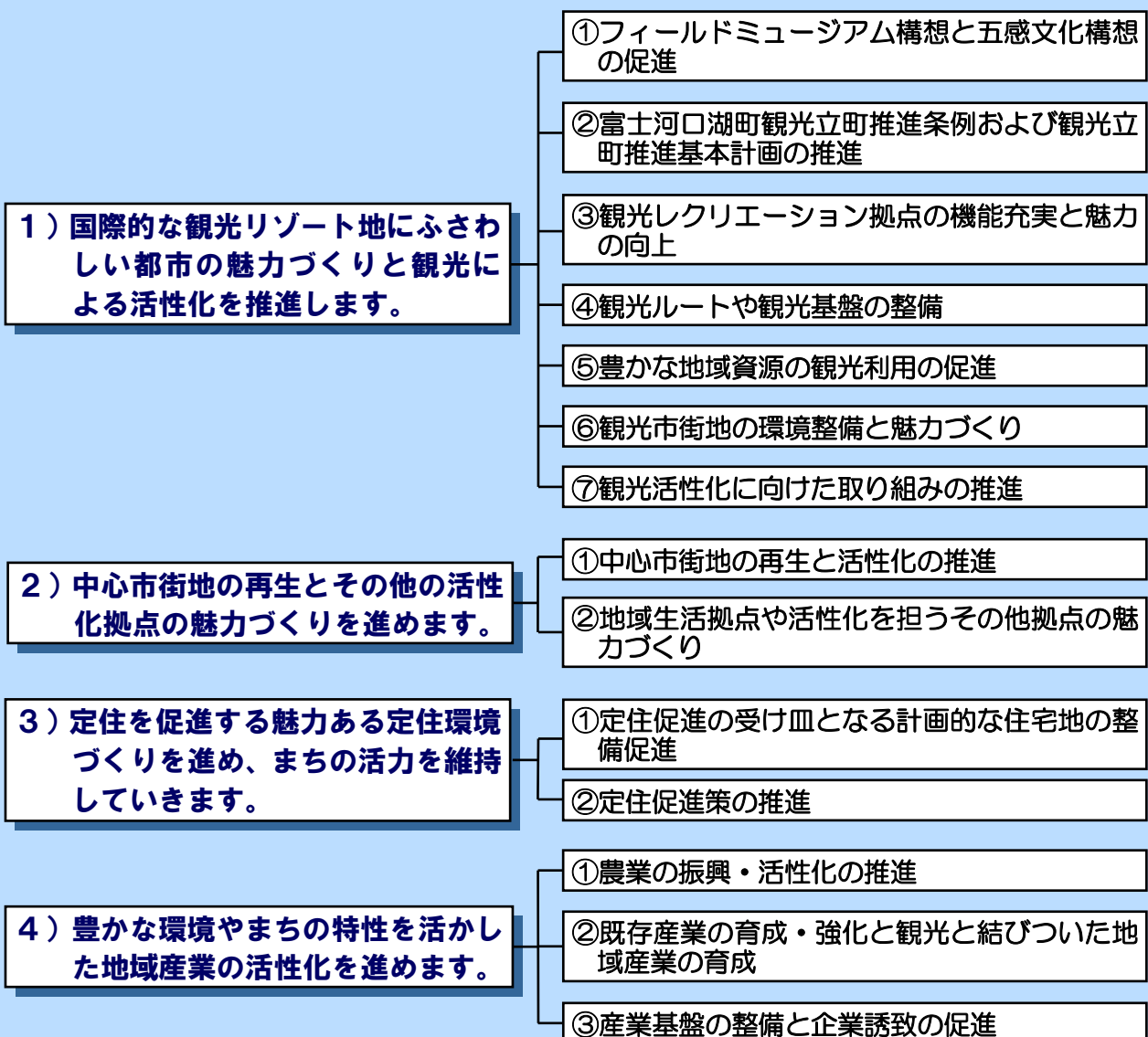
(1) 基本方針

国際的な観光リゾート地の魅力を創出するとともに、豊かな環境に育まれた地域資源の活用と創意工夫により、賑わいと交流、活力を創造するまちづくりを進めます。

本町は、富士山の美しい景観と自然環境を活かした観光保養地として発展し、これまでフィールドミュージアム構想や五感文化構想に基づく観光振興を進め、観光立町実現のため平成19年4月1日には「富士河口湖町観光立町推進条例」を制定し、これに基づいた観光立町推進基本計画に沿った計画的な振興策を進めてきています。また、この観光地としてのメリットを活かし、関連産業や農林水産・畜産業、また、酪農などの振興を図り、産業基盤の充実と雇用促進に努め、安心して働ける環境づくりを進めてきました。

今後も、本町の豊かな観光資源を最大限に活用しながら、国際的な観光リゾート地として、地域資源の活用と創意工夫によりまち全体が個性と魅力を発揮し、町内外の人との交流を積極的に展開し、賑わいや活力を創造するまちづくりを進めます。

■交流と活力を創造するまちづくり方針の体系



(2) 交流と活力を創造するまちづくり方針

1) 国際的な観光リゾート地にふさわしい都市の魅力づくりと観光による活性化を推進します。

富士登山の拠点としての長い歴史、富士山の眺望や美しい4つの湖を擁するリゾート地としてのまちの魅力を最大限に活かすとともに、より多くの人に知ってもらい、新しい観光ニーズやスタイルに対応した取り組み等を進め、町全体のおもてなしの心が感じられる、協働による観光振興・地域の活性化を推進します。

基本方針	施策の方針
①フィールドミュージアム構想と五感文化構想の促進	●フィールドミュージアム構想の促進 ○フィールドミュージアム構想（野外博物館）に基づく各種観光施策の展開 ●「五感文化構想（観る、聴く、触れる、嗅ぐ、味わう）」の促進 ○「五感文化構想」（富士河口湖町総合計画・将来像の目標のひとつ）に基づく、観光ルネサンス事業、観光地域づくり実践プラン、ビジット・キャンペーン等の導入推進と観光まちづくりの展開
②富士河口湖町観光立町推進条例および観光立町推進基本計画の推進	●「富士河口湖町観光立町推進条例」（平成19年4月）と「観光立町推進基本計画」（平成21年3月）に基づく計画的な取り組みの推進 ○観光振興支援室を核とした、国・地域・住民協働による総合的かつ横断的な各観光施策の計画、実施・整備、点検等の実施
③観光レクリエーション拠点の機能充実と魅力の向上	●富士の恵みの豊かな自然環境を活かした観光まちづくりの推進 ○富士山の歴史文化や眺望、富士の湖水資源、青木ヶ原樹海原生林、富士山麓の溶岩洞穴（西湖蝙蝠穴、富岳風穴、竜宮洞穴など）等の活用 ●主要な観光施設の機能充実と魅力の向上 ○道の駅かつやま、西湖いやしの里根場、河口湖ステラシアター、創造の森キャンプ場、歴史民族資料館、河口湖美術館、河口湖自然生活館、河口湖円形ホール、富士勝山スズ竹伝統工芸センター、大石紬伝統工芸館など ●緑の拠点の観光レクリエーション活用の推進 ○河口湖総合公園、くぬぎ平スポーツ公園、河口湖フィールドセンター、天上山公園、大池公園、八木崎公園、小海公園、シッコゴ公園、大石公園、野鳥の森公園など ●新たな観光レクリエーション施設の整備推進 ○大久保賑わい交流広場、梨川もみじ公園、奥河口湖さくらの里公園、小曲展望広場の整備、親水公園整備、観光案内所・総合体験学習施設整備の推進
④観光ルートや観光基盤の整備	●観光ルートの設定 ○周辺都市と連携した広域観光ルートの設定と都市間相互アクセスの向上 ○町内主要観光拠点を巡る地域観光ルートの整備と魅力づくり ○湖畔周遊ウォーキングトレイル、シニクトレイル・並木道、青木ヶ原樹海散策路、東海自然歩道の整備充実、4つの湖を巡るルートの検討など ○ハイキングコース・トレッキングコースの整備充実、サイクリングコースの整備、地域特性を活かしたルート設定（ふるさと散歩道、歴史の道など） ●主要な観光道路の整備 ○観光道路機能をもつ国道139号等の幹線道路の機能強化、（仮称）新倉トンネル、（都）船津小海線等の整備促進 ●観光バス路線の充実 ○広域的な観光バス路線運行の拡大充実 ○観光バス運行サービスの強化、観光循環路線の拡大促進（レトロバスの運行拡充） ●その他観光基盤の整備 ○観光活性化案内標識整備の推進（整備検討協議会の継続検討） ○サイン計画の推進、駐車場、トイレ、休憩スポット、観光案内所など

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

基本方針	施策の方針
⑤豊かな地域資源の観光利用の促進	●地域資源の発掘とテーマに沿った観光活性化の促進 ○エコツーリズムの推進（エコツーリズム振興調査の実施、ネイチャーガイド育成とツアー拡充、モデル事業の推進（精進湖周辺の樹海トレイルなど）） ○新しい観光施策・ニューツーリズムの検討（グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、エンターテインメントツーリズムなど） ○地域の歴史資産（本栖城跡・石塁等）や本栖青少年スポーツセンターの活用 ○精進湖温泉活用健康拠点の整備、健康づくり事業の推進 ●山岳森林資源の活用推進 ○山岳森林資源活用計画に基づくトレッキングコース、トイレ等の整備推進 ○森林セラピーロード事業の推進 ●身近な潜在的資源の観光利用の促進 ○里山や眺望景観、貴重な自然生態系、身近な暮らしの風景、親水空間など ○地域ぐるみの魅力再発見運動の展開（名所、身近な風景など）
⑥観光市街地の環境整備と魅力づくり	●河口湖畔観光市街地周辺の環境整備と魅力づくり ○中心市街地活性化と併せた回遊性の高い歩行者空間の整備（湖畔回遊の歩行者・自転車ルート of 整備、レンタサイクルの活用、足湯広場の整備、サイン・インフォメーション設備の充実など） ○湖畔観光市街地のまちなみ景観の向上（水辺空間や自然環境と調和したまちなみ景観の形成、主要な通りの電線類地中化、看板類の適正化など） ○温泉事業の整備・充実（温泉配管等の整備、維持管理の推進） ●観光リゾート地の再生、活性化に向けた取り組みの推進 ○健康増進施設型の温泉利用プログラムの取り組みの推進 ○新しい観光リゾートスタイルの工夫（長期滞在・保養型、体験型など） ○観光プロモーション活動の促進（山梨フィルムコミッションの活用、トップセールスなど） ○地元活性化組織の育成（旅館組合、活性化に向けた活動組織への支援充実）
⑦観光活性化に向けた取り組みの推進	●観光振興計画と国際観光振興事業の推進 ○「富士河口湖町観光振興計画」（平成17年10月）の推進 ○海外誘客宣伝の充実、ボランティア育成等による国際観光・交流の推進 ○富士河口湖町らしい国際コンベンション機能の充実 ●観光PRの推進 ○観光誘客宣伝の推進（誘客宣伝ツールの充実、観光キャラバンの実施など） ○観光情報提供の促進（メディアの活用、電子情報システムの充実など） ●観光イベントの充実、新たなイベントの開発 ○既存イベントの充実、富士山憲章を活用した広域連携イベントの充実 ○新たなイベントの企画検討（河口湖映画祭の開催、4つの湖畔ネットワークイベント（駅伝、自転車レース）など） ●協働体制による観光まちづくりの取り組みの推進 ○全町をあげてのホスピタリティの醸成 ○住民参加型リゾート文化創造まちづくりプロジェクトの推進 ○ふるさとガイド、ネイチャーガイドの育成強化、外国語サポーターの育成 ○安心・安全観光地づくり（観光防災避難訓練実施、防災・防犯対策の充実）

2) 中心市街地の再生とその他の活性化拠点の魅力づくりを進めます。

中心市街地や船津地区周辺の既存商店街は、本町の顔としての賑わいの再生を進めます。また、各地域生活拠点やその他の拠点等は、まちなみ環境や交流施設整備、観光・交流機能の充実と活性化に向けた魅力づくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①中心市街地の再生と活性化の推進	●中心市街地の再生と活性化の推進 ○中心市街地まちなみ環境整備事業等の推進 ○都市再生整備計画の推進（ポケットパーク、街なか石畳道、旧鎌倉街道の整備、歩道・駐車場の整備、湖畔周遊道路整備、施設の有効活用など） ○にぎわい・交流軸の活性化と中心市街地の交通基盤の充実（（都）河口湖駅前線、富士登山道線の機能強化と観光機能の充実（サイン計画など）） ○秩序ある市街地の形成（地区計画の策定、統一感のあるまちなみ景観の誘導など） ○低未利用地の計画的な整備促進 ○船津中心市街地のタウンマネジメント機関の育成 ●魅力ある商店街の形成 ○暮らしに身近な商店街整備の促進（交流促進・回遊性を高める工夫） ○既存商店街と共存する新規商業施設の誘致促進、観光と連携した商店街づくり（商店街一店逸品創出支援事業の活用など） ○空き店舗の有効活用（チャレンジショップ事業の展開など） ○テーマ特化型の商店街づくり（エコ、地産地消、コミュニティ商店街など） ○住民組織、NPO、関連団体・機関と連携した観光商店街づくりの推進
②地域生活拠点や活性化を担うその他の拠点の魅力づくり	○地域生活拠点周辺の利便性の向上、観光客が気軽に立ち寄れる魅力づくり ○副次的センター機能の充実による新たな都市拠点の形成（小立・勝山地区） ○観光業務・文化交流拠点の機能充実と活性化に向けた魅力づくり

3) 定住を促進する魅力ある定住環境づくりを進め、まちの活力を維持していきます。

本町は移住人口の多いことが特徴です。まちの活力を維持し高めていくために、「ずっと住みたいまち」「移り住みたまち」を目指し、魅力ある定住環境づくりを図り、活気ある元気なまちづくりを進めます。

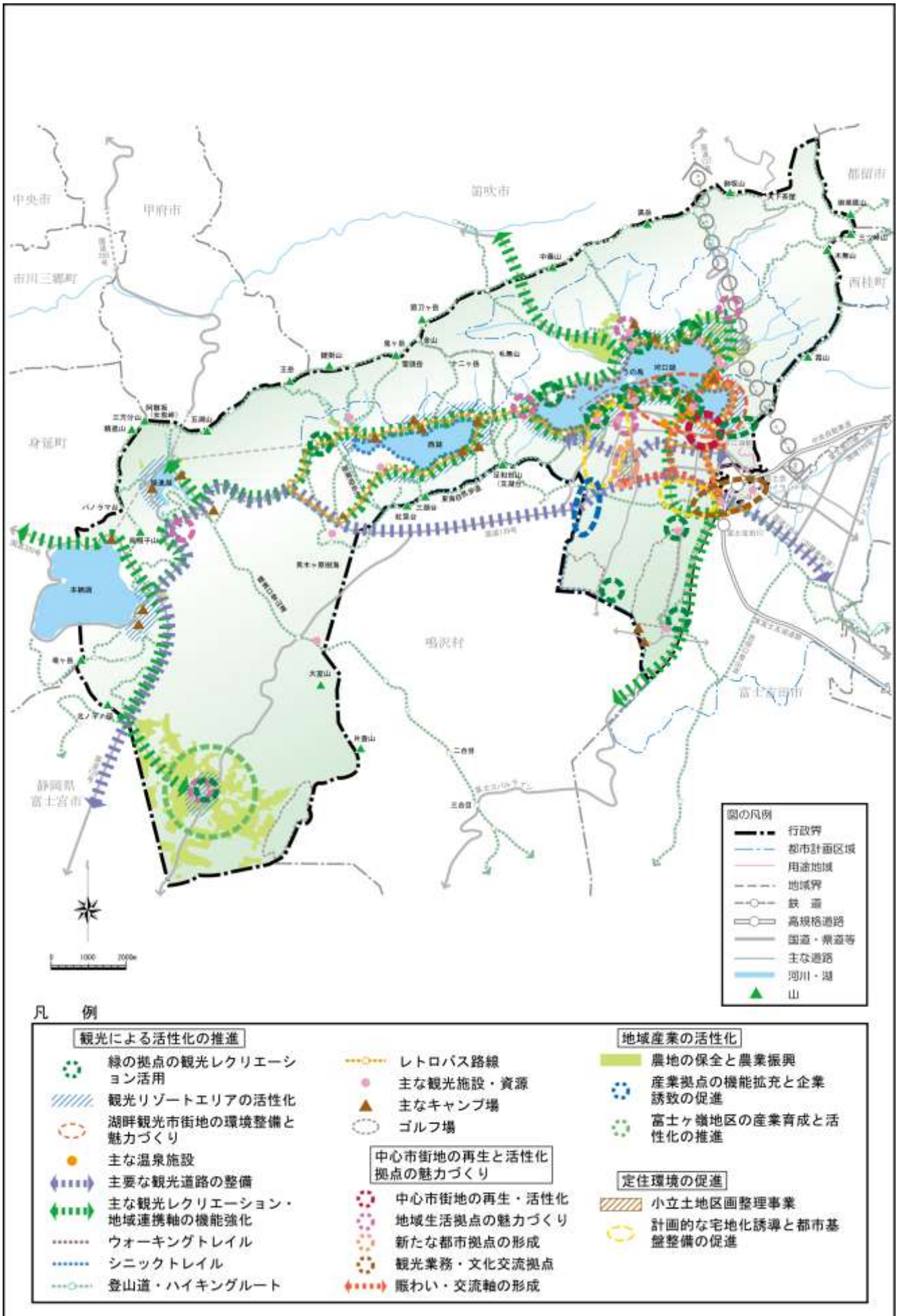
基本方針	施策の方針
①定住促進の受け皿となる計画的な住宅地の整備促進	○小立土地区画整理事業推進による計画的な住宅地整備の推進 ○市街地の空地など低未利用地の計画的な宅地化の促進 ○地域特性を活かした居住地整備の推進（菜園付き住宅地、環境共生住宅、プラスワン住宅など）
②定住促進策の推進	○耕作放棄地・空き家の斡旋等による移住促進（二地域居住促進事業の促進、空き家バンク制度、空き家・土地情報の提供、相談窓口の確立など） ○「富士河口湖町に住もう ～移住計画（IJU）～」サイトの充実 ○新築住宅建築等奨励金、住宅団地造成助成金の継続的な実施・充実 ○子育て世代の定住促進（住宅取得支援など）、団塊世代の移住促進など

4) 豊かな環境やまちの特性を活かした地域産業の活性化を進めます。

豊かな自然の保全と活用のバランスを図り、県内最大の酪農や伝統産業の振興、四季を通じ環境を活かした観光と結びついた産業の育成、地域特性を活かした環境関連産業など地域産業の活性化を進めます。

基本方針	施策の方針
①農業の振興・活性化の推進	●農業生産基盤の充実 ○畑地帯総合整備事業、農業農村総合整備事業の推進 ○耕作放棄地の有効活用（耕作放棄地対策協議会の取り組み推進）、都市型農業の確立（農業生産法人の設立支援など） ○中山間地域における鳥獣害対策の推進 ●農産物のブランド化と販売力の強化 ○富士河口湖町農業基本構想に基づく農業振興 ○「富士河口湖ブランド」の確立と販売力の強化（ワイン、農畜産物など） ○付加価値の高い特産品開発、味覚資源の発掘・普及・情報発信の促進 ○ポジティブリスト制度に基づく安全・安心な農産物の提供 ○地産地消の推進、道の駅や観光農園、農産物直売所、朝市・夕市等の活用、観光PR活動と一体となった流通直販ルートの拡大展開 ●都市と農村・中山間地域の交流促進による活性化の推進 ○グリーンツーリズムの推進 ○果樹振興計画の策定、フルーツランド構想による観光と農業が連携した振興策の検討（農業振興、新たな果樹栽培、農園活用の観光交流など） ○市民農園、観光農園の整備・充実、都市農村交流施設の整備 ●農業後継者、担い手の育成 ○農業へのインターンシップの導入、退職帰農者の勧誘、団塊世代対象等の新規就農者の受け入れ体制づくりなど ○認定農業者・エコファーマーへの支援充実
②既存産業の育成・強化と観光と結びつけた地域産業の育成	●既存産業の育成・強化 ○既存企業の経営基盤強化、地域密着型の起業化、異業種交流の促進など ○「富士河口湖町農山漁村活性化計画」に基づく既存産業の活性化の推進 ●観光と結びつけた地域産業の育成 ○伝統産業の振興（大石紬、勝山すす竹細工など） ○林業の振興と間伐材の有効活用 ○4つの湖の特性を活かした高付加価値型の内水面漁業の振興（ワカサギの生息確保、西湖・本栖湖のヒメマスの増殖など） ○地産地消・食育の推進 ●富士ヶ嶺地区の畜産業の振興 ○まきばの恵ブランドなど地域ブランドの確立 ○富士ヶ嶺高冷地実験農場の活用（農産物振興、新たな農産物試験栽培の推進）、資源リサイクルの推進（富士ヶ嶺バイオセンター） ○富士ヶ嶺ファームフェスタ・酪農まつりの充実など交流広場の有効活用 ●地域産業を支える人づくり ○後継者の育成、地域生産活動への支援充実
③産業基盤の整備と企業誘致の促進	●産業基盤の整備 ○勝山地区工業集積地の機能拡充と企業誘致の促進 ●交通アクセスの利便性や環境などの立地条件を活かした企業誘致の推進 ○地域特性にそった企業誘致の促進（IT関連工場、研究開発施設、バイオマス等の環境関連産業、農産物関連の加工・販売物流施設など） ○企業立地促進条例奨励金、産業立地促進事業費助成金などの積極的な活用による優良企業誘致促進と町内居住者雇用の要請

■交流と活力を創造するまちづくり方針図



5 富士河口湖町らしい文化と環境を継承し育むまちづくり方針

歴史文化、身近な緑、環境

(1) 基本方針

富士山に育まれた特徴ある歴史文化や暮らしに身近な水と花と緑、次代へ受け継ぐかけがえのない環境などを、知恵と力を結びあい育むまちづくりを進めます。

本町の古い歴史、伝統、文化、風習は、富士山とのつながりが強く、富士山信仰から地域に根ざした神社、仏閣やお祭など有形、無形の文化遺産が存在します。このような歴史文化的遺産は、長い歴史と先人の営みのなかで受け継がれ形づくられてきたものであり、これらが地域の表情となってイメージを深く印象づけ、住民のふるさと意識や町への愛着を高める重要な要素となっています。

また、富士山を象徴とする豊かな自然や美しい景観を享受する中で、農地の緑や身近な里山の緑、憩いの場となる公園や湖の水辺など、私たちに潤いや安らぎを与えてくれる身近な水と緑は、日々の暮らしにおいて様々な機能・役割を果たしており、これらを守り育むとともに、四季の彩りを映す美しいまちづくりに活かすことも大切です。

本町は、富士箱根伊豆国立公園内にあるため、自然公園法に基づき自然環境の保護と快適で適正な土地利用が進められていますが、京都議定書の締結や洞爺湖サミットの開催など、地球規模の環境問題への関心が高まる中、富士山麓の環境に負荷をかけず、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた経済システムやライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に、富士山に恵みを還元する循環型社会を構築していくことが重要な課題となっています。

私たちがこの地に暮らす責務を再認識し、住民・事業者・行政が一体となって、知恵と工夫をもち行動する、かけがえのない文化や環境を育み次代へ引き継ぐまちづくりを進めます。

■富士河口湖町らしい文化と環境を継承し育むまちづくり方針の体系

1) 風土に培われた歴史文化を大切に守り、魅力あるまちの資産として活用し次代に継承していきます。

①代表的な歴史文化資産の保全と活用

②暮らしに身近な歴史文化資源の保全と活用

③多様な歴史文化資源の育成とネットワークづくり

2) ふるさとの豊かな環境を育み、水と花と緑に包まれた潤いと彩りあるまちづくりを進めます。

①暮らしに身近な水辺や緑の資源の保全

②憩いやレクリエーションの場となる水と緑の拠点とネットワークづくり

③地域特性に応じた緑化の推進

④協働による水と花と緑のまちづくりの推進

3) 富士の恵みを損なうことのないよう限りある資源を大切に、環境に配慮したまちづくりを進めます。

①自然や環境に配慮したまちづくりの推進

②省エネルギー・リサイクルのまちづくりの推進

③協働による環境まちづくりの推進

(2) 富士河口湖町らしい文化と環境を継承し育むまちづくり方針

1) 風土に培われた歴史文化を大切に守り、魅力あるまちの資産として活用し次代に継承していきます。

富士の山懐の長い歴史の中で育まれてきた有形、無形の歴史文化資産は長く後世に残さなければならぬ大切な財産です。その価値を再認識し、担い手を育てながら保護継承に努めるとともに、魅力あるまちの資産としてまちづくりに活用していきます。

基本方針	施策の方針
①代表的な歴史文化資産の保全と活用	●「富士山世界文化遺産登録」の推進 ○住民の合意を得た「富士山世界文化遺産登録」の推進 ○指定文化財保存の推進と富士山の文化的価値の啓発促進 ●本町を代表する歴史文化資産の保全と活用 ○「フィールドミュージアム構想」に基づく歴史文化資産の調査推進 ○代表的な歴史文化資産の保全（富士講の山岳信仰、富士御室浅間神社など） ○史跡・遺跡等の文化遺産の保全と活用 ○御師のまちなみづくりの推進（河口地区国道137号沿いの御師集住の遺構） ○伝統行事の保全と継承（太々神楽祭、本栖公家行列、やぶさめ祭りなど）
②暮らしに身近な歴史文化資源の保全と活用	●暮らしに身近な歴史文化資源や行事・祭り等の保全と活用 ○西湖いやしの里根場の事業推進 ○伝統的集落地の顕在化とまちなみづくり ○潜在的な歴史文化資源の顕在化とまちづくりへの活用（社寺、塚・祠・道祖神、地域の身近な祭事・行事など） ●芸術文化資源のまちづくりへの活用 ○富士河口湖町にゆかりの人物や碑の保全とまちづくりへの活用
③多様な歴史文化資源の育成とネットワークづくり	○古道を活かした歴史の小径・ルートづくり（旧鎌倉街道、若彦路、中道往還など） ○「歴史の道」ウォーキングトレイル整備 ○歴史文化資源の調査と後継者育成による伝統文化継承の促進 ○文化施設の整備・充実と芸術・文化活動の支援・充実

2) ふるさとの豊かな環境を育み、水と花と緑に包まれた潤いと彩りあるまちづくりを進めます。

富士北麓の豊かな環境との調和と観光リゾート地にふさわしい美しいまちなみを創出するため、身近な緑を愛で育むとともに、水と緑の彩りと潤いを創出して結びつけ、特色ある緑化を図るなど、町民の一人一人の小さな活動から芽吹く水と花と緑に包まれたまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①暮らしに身近な水辺や緑の資源の保全	●市街地や集落地を囲む緑・里山の緑の保全 ○景観を支える市街地や里山集落地後背の森林の保全（御坂山地、足和田山～紅葉台～大室山を結ぶ丘陵地帯など） ○森林・雑木林の保全と回復、環境学習等の活用促進（森づくり活動など） ●農地や樹園等の緑の保全 ○優良農地の計画的な保全、耕作放棄地の有効利用 ○富士ヶ嶺地区などの高原牧草地の保全 ●その他の身近な水や緑の保全と活用 ○雑木林、屋敷林、社寺林、地域のシンボルとなる大木・古木 ○身近な河川や水路（雑排水対策、不法投棄対策、雑草繁茂への対応など） ○鳥獣害対策の推進

（次ページへ続く）

(前ページからの続き)

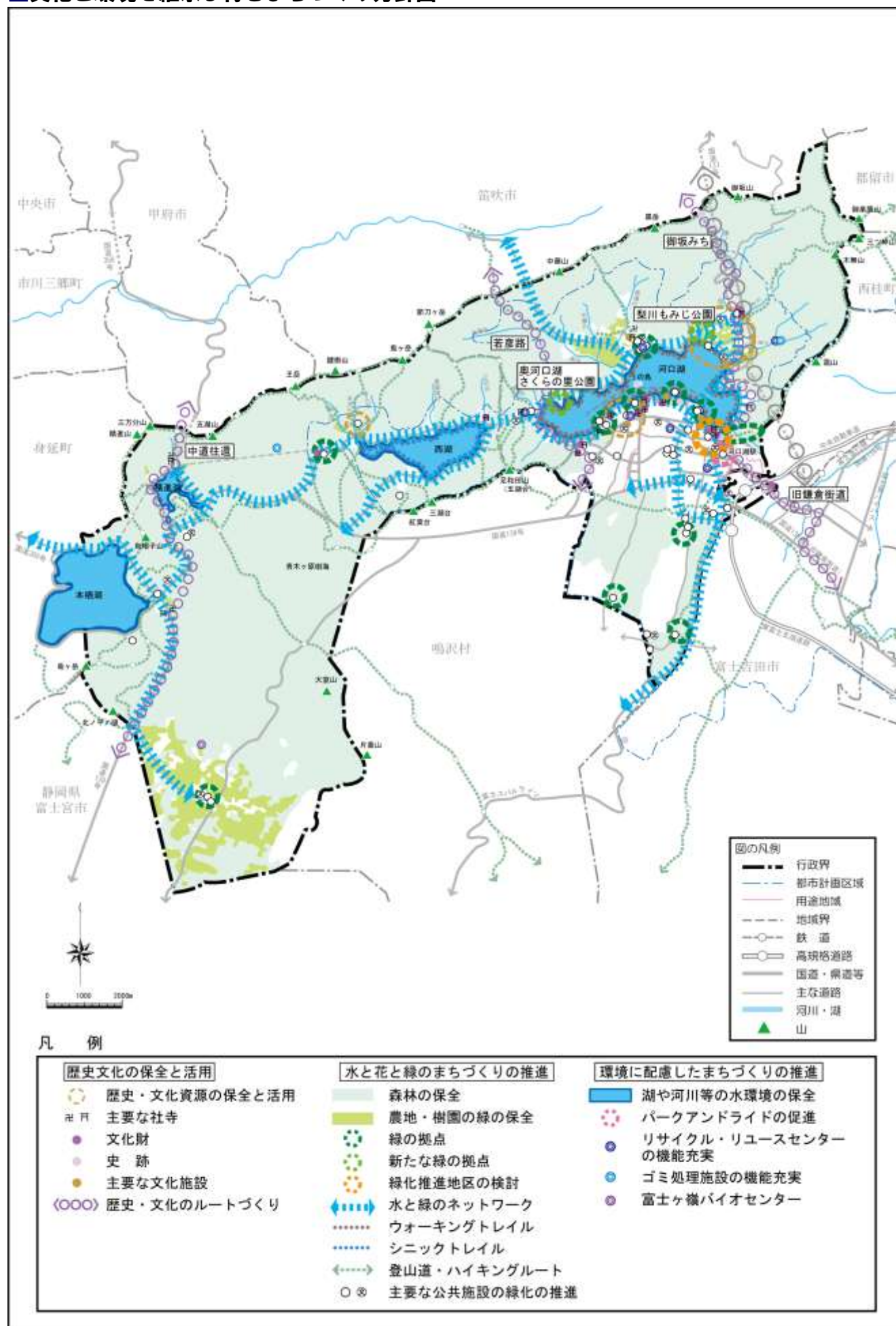
基本方針	施策の方針
②憩いやレクリエーションの場となる水と緑の拠点とネットワークづくり	●憩いやレクリエーションの場となる緑の拠点づくり ○既存の緑の拠点の機能充実と魅力づくり ・河口湖総合公園、くぬぎ平スポーツ公園、河口湖フィールドセンター、天上山公園、大池公園、八木崎公園、小海公園、シッコゴ公園、大石公園、野鳥の森公園など ○新たな緑の拠点づくり ・新しい森づくりの推進（緑のオープンスペースの保全と創出） ・梨川もみじ公園、奥河口湖さくらの里公園整備の推進 ・ウォーキングトレイルの結節点となる親水公園整備の推進（奥河口湖、西湖、精進湖、本栖湖の河川敷活用） ○身近な公園・広場づくり ・ポケットパーク、防災公園等の整備促進 ・集落地に不足している公園・広場の整備 ・雑木林、社寺境内地、耕作放棄地、水辺等の活用 ●緑のネットワークづくり ○水と緑の骨格軸の形成（4つの湖と主要河川の水辺環境の保全と活用） ○水と緑のネットワークづくり ・主要道路の歩道整備と道路緑化による緑のネットワークづくり ・湖畔周遊道路、ウォーキングトレイル、シニクトレイル、東海自然歩道、ふるさと散歩道（主要な地域資源を結ぶ散策路）、サイクリングロード、登山道・ハイキングルート等の充実
③地域特性に応じた緑化の推進	●公共施設の緑化の推進 ○河口湖駅前広場、道路、学校、公園など主要公共施設の緑化の推進 ●民有地の緑化の推進 ○住宅地、集落地、工業地、商店街、里山や耕作放棄地等の緑化の推進 ●緑化推進地区の検討 ○中心市街地や地域生活拠点など重点的に緑化すべき地区の検討
④協働による水と花と緑のまちづくりの推進	●緑の保全、育成に関する仕組みの充実 ○「富士河口湖町緑の基本計画」の策定 ○花トピア推進事業の推進（公有地・私有地への協働による花の植栽） ○緑の保全・育成に関する仕組みづくり（緑化推進団体の育成、緑化基金制度・グリーンバンク制度・緑化表彰制度等の新たな制度づくり、住民緑化活動への助成・支援策、相談窓口の充実、各種補助事業の活用など） ●緑の普及・啓発活動の推進 ○環境教育の推進（学校林活用、森林環境学習、エコツアーリズムの推進など） ○緑化イベント開催（緑化フェア、緑化コンクール、オープンガーデンなど） ○緑のPR活動の推進（緑のガイドブック作成、水と緑のサイン整備など） ●住民参加、協働による水と花と緑のまちづくり活動の促進 ○花の植栽による環境美化活動など地域活動の促進 ○緑に関するルールづくりの推進（緑の協定、緑地協定の活用など） ○住民参加による公園・広場づくり（ワークショップ等による住民参加）

3) 富士の恵みを損なうことのないよう限りある資源を大切に、環境に配慮したまちづくりを進めます。

本町は富士箱根伊豆国立公園内にあり、自然公園法により景観など各種の規制により保護されています。この地に暮らす自負をもち、豊かな環境を損なうことのないよう限りある資源を守り、一人一人ができるところから動き呼びかけ大きな活動に拡がる、環境に配慮したまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①自然や環境に配慮したまちづくりの推進	●「富士河口湖町環境方針」(平成19年度)に基づく環境保全と循環型社会の取り組みの推進 ●自然や水環境の保全 ○水資源涵養の役割を果たす森林の保全と適正な維持管理の推進 ○下水道整備推進等による河川・水路の水環境の保全、湖の水質汚濁の防止 ○地下水保全条例に基づく適正な地下水利用の取り組みの推進 ○住民や関係機関との連携による富士山の車両不法乗り入れやごみ投棄等の環境破壊防止、湖畔や山林へのごみ不法投棄の防止(監視パトロールの強化、啓発活動の促進、不法投棄防止看板の設置など) ○ビオトープ事業等の環境整備事業の推進 ●自然環境に配慮した施設整備の推進 ○道路整備の際のけものみち確保や法面緑化等のエコロード、河川や水路の自然護岸・多自然型工法の導入促進 ●環境に配慮した交通環境対策の促進 ○パークアンドライド促進や公共交通利用促進による交通環境対策の促進 ○幹線道路整備における大気汚染の原因となる交通渋滞の緩和促進 ●環境保全型農業の促進 ○ポジティブリスト制度に基づく安全・安心な農産物の生産促進 ○環境保全型農業の促進(有機農業や低農薬農業、富士ヶ嶺バイオセンターを中心とした農業廃棄物等の適正な処理、良質堆肥利用の促進など) ○環境保全型農業への支援策の充実(エコファーマー制度の活用など)
②省エネルギー・リサイクルのまちづくりの推進	●ごみの減量化とリサイクルの推進 ○リサイクル・リユースセンター活用によるごみの再生と再利用の推進 ○ごみ分別の徹底と再資源化の推進(指定ごみ袋制度の定着強化) ○食品残渣(ホテル・旅館等の事業系可燃ごみ)の有効再利用システム構築によるごみ減量化の推進 ○じん芥処理場および青木ヶ原ごみ処理組合の統合整備促進による効率的な不燃ごみ処理の推進 ●省エネルギー対策の推進 ○自然エネルギーの利用促進、助成金制度の制定と普及 ○若彦トンネル工事に伴う湧水など新たな水源確保と活用 ●新エネルギー・クリーンエネルギーの活用促進 ○クリーンエネルギー活用の推進(公用車のクリーンエネルギー導入など) ○BDF(バイオディーゼル燃料)事業の推進 ○住宅用太陽光発電システム設置の普及促進、小水力発電の取り組みの推進
③協働による環境まちづくりの推進	●環境に関する指針づくりと取り組みの推進 ○「富士河口湖町環境基本計画」の策定、環境マネジメントシステムの充実 ○循環型社会構築に向けた仕組みづくり(庁内推進体制の強化、活動団体への支援、人材育成、新エネルギー活用に対する助成制度づくりなど) ●協働による環境保全・省エネ・リサイクル活動の推進 ○アダプトプログラムなど住民参加による環境保全活動の促進 ○住民・企業協働による町内一斉美化活動の促進、美化意識の啓発充実 ○全町規模の4R運動の普及促進(抑制、削減、再利用、再生) ○環境問題に関する意識啓発(環境教育、環境ガイドブックの作成など)

■文化と環境を継承し育むまちづくり方針図



6 誰もが心豊かに住み続けられる暮らしの環境づくり方針

住環境、防災、福祉

(1) 基本方針

快適な住環境づくり、人にやさしい福祉のまちづくり、防災性の向上と安心・安全な暮らしなど、誰もが心豊かに住み続けられる身近な暮らしの環境づくりを進めます。

「まちづくり住民会議」や町民アンケート調査結果では、「暮らしやすさ」に関する関心が極めて高く、次のような誰にとっても快適なまち、住み良いまちづくりを進めていくことが重要です。

住民が安心して快適に暮らせ、様々な活動を行っていくために暮らしの基盤整備や、安全性、利便性、快適性、そして地域の特性を踏まえた住環境づくりを進めるとともに、定住促進のための支援策の充実を図ります。

また、本町は過去に土石流災害や風水害に見舞われていることもあり、近年、地震による大きな被害はないものの、富士山は多くの恵みをもたらしながらも異常火山としての自然災害も懸念され、日常的な災害への備えの必要性・重要性を再認識することが大切です。台風や地震等の自然災害から町民の生命と財産を守ることは自治体に課せられた大きな役割であり、町民が安全・安心に暮らせるよう災害に強いまちづくりを進めます。

本格的な少子高齢化社会に対応し、福祉施策や地域医療、社会保障など、住民がどこに居てもどんな状況でも享受できる機会が得られる誰もが安心して暮らせるまちづくりが必要です。個人の尊厳を守り、高齢者も子ども達も地域社会の一員として助け合い、支え合いながら、いきいきと心豊かに暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

■誰もが心豊かに住み続ける暮らしの環境づくり方針の体系

1) 身近な生活環境の充実と安心・快適な住まいづくりを進めます。

①暮らしに身近な住環境の改善整備と充実

②良質な住宅地・住まいづくりの推進

2) 水害や地震などの災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

①水害や崖崩れなどに対する安全対策の強化、治山対策の促進

②地震や災害に対する防災性の向上

③防災拠点や防災施設の充実・強化

④地域防災体制の強化

3) 高齢者や子どもたち、障害者など誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めます。

①誰もが使いやすい公共施設のバリアフリー化の推進

②安心して暮らせる人にやさしい環境づくり

③協働による福祉のまちづくりの推進

(2) 誰もが心豊かに住み続けられる暮らしの環境づくり方針

1) 身近な生活環境の充実と安心・快適な住まいづくりを進めます。

町民の身近な生活環境の改善への意向は高く、生活道路や公園、下水道、情報通信基盤、コミュニティ施設など、身近な生活環境の充実と、定住促進を図るための良質な住宅地・住まいづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①暮らしに身近な住環境の改善整備と充実	●身近な生活基盤の整備・充実 ○狭あい道路・行き止まり道路など生活道路の改善・整備 ○交通安全対策の推進（歩道整備、通学路の安全対策、スクールゾーンの設置、遠距離通学児童への循環バス活用の検討など） ○身近な公園・広場の整備・充実（道路残地活用のポケットパーク整備、振興住宅地への防災公園等の整備、集落地域の身近な公園・広場の整備推進） ○公共下水道の整備と水洗化の普及・促進、合併処理浄化槽の普及促進 ○上水道の整備推進、安定的な生活用水の確保と管理体制の強化、水需要増加に対応した水源の確保、老朽管の布設替 ○船津南台地区の汚水処理施設整備事業の推進 ○温泉事業の整備・充実（配湯管の整備、維持管理の推進） ○地域住民協働による除雪・凍結対策の促進 ○地域間情報格差是正に向けた地域情報通信基盤整備の促進 ●生活利便施設の整備・充実 ○既存施設の改善と機能充実 ○町民プールの有効活用、スポーツ施設の整備推進（総合型地域スポーツクラブの設立など） ●防犯まちづくりの推進 ○街灯・防犯灯の設置促進 ○ふじかわぐちこ安心e-ネットの充実、地域防犯パトロール活動の促進
②良質な住宅地・住まいづくりの推進	●まちなか居住の促進、中山間地域の過疎対策の推進 ●良質な住宅地の供給 ○小立土地区画整理事業地区における良質な住宅地の供給 ○低未利用地の生活基盤整備、計画的な住宅建設の促進 ○人口増加に対応した総合的な住宅地供給と土地利用ガイドラインの検討 ●良質な魅力ある住宅の供給 ○「富士河口湖町住生活基本計画」、「富士河口湖町営住宅長寿命化計画」の策定 ○「地域住宅計画」（平成21年2月）に基づく公営住宅の整備推進 ○多様化するライフスタイルに対応した住宅施策の推進（田舎暮らし、環境に配慮した住宅・別荘地、空き家活用のファームステイ、若年層・ファミリー層をひきつける低廉かつ魅力ある住宅・住戸の供給促進など） ●定住促進への支援充実 ○新築住宅建築等奨励金、住宅団地造成助成金の継続的な実施など

2) 水害や地震などの災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

「自分の身は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」の自助共助のために、自然災害に対する安全対策や防災性の向上を図るとともに、防災拠点や施設の充実と強化、地域住民とまちが一体となって進める地域防災体制の強化など、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めます。

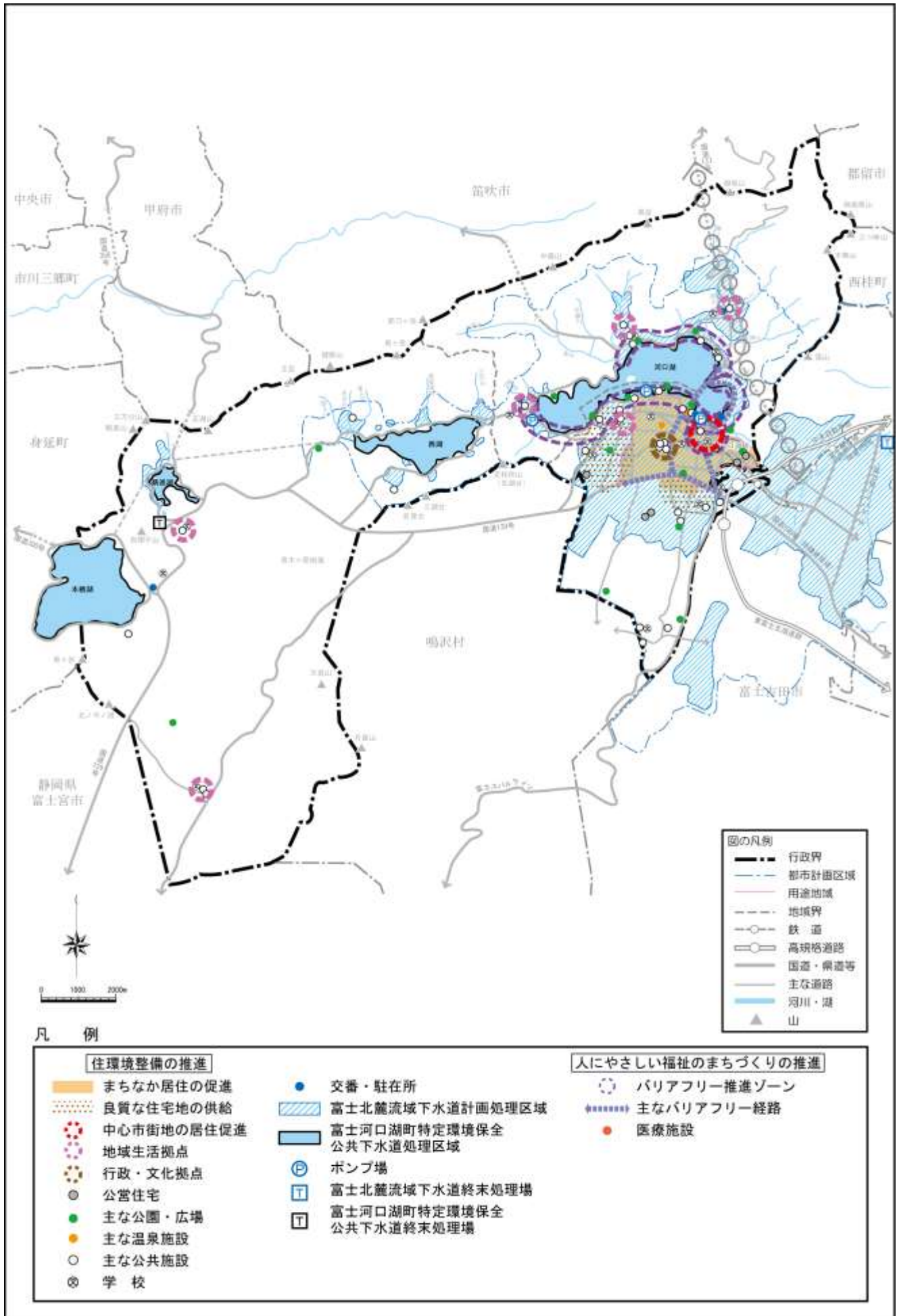
基本方針	施策の方針
①水害や崖崩れなどに対する安全対策の強化、治山対策の促進	●河川の治水安全性の強化 ○湖・河川の治水安全対策の推進 ○雨水流出量の抑制（森林や農地の保全、雨水貯留施設等の設置促進など） ●がけ崩れ等の安全対策の強化 ○急傾斜地崩壊危険区域、土石流危険区域の安全対策の促進など ●中山間地域の立地特性に応じた自然災害未然防止に向けた治山対策の促進 ○治山事業・砂防事業連携による水源涵養に資する災害に強い森林づくりの促進、山地災害危険区域の調査と周知の徹底、適切な安全対策の促進 ○地域住民等の参加による山地災害等の被害の防止・軽減に資する効果的な水源林の整備と維持・管理の促進
②地震や災害に対する防災性の向上	●密集住宅地の環境改善 ○消防活動困難区域の解消、避難ルートの確保、老朽住宅の建替え、建物の不燃化・耐震化の促進、倒壊のおそれのあるブロック塀の改善など ●緊急輸送道路、避難路等の機能強化 ○国道等の指定緊急輸送路をはじめ、避難路、延焼遮断帯機能を有する道路、主要な幹線道路の機能強化の促進 ●中山間地域の災害時の孤立化を回避する防災機能の強化 ○主要道路の防災安全性の強化、災害時における迂回路やヘリポートの検討 ○中山間地域の防災情報システムの充実強化
③防災拠点や防災施設の充実・強化	●防災拠点の機能強化 ○町全体の防災拠点となる富士河口湖町役場や地域防災センター機能を担う各支所等の機能強化の促進 ●避難所等の充実 ○指定避難所の防災機能の強化（学校、福祉センター、公民館など） ○学校施設整備事業（耐震・改修工事）の推進 ○既存の公園・広場等を活用した身近な防災活動拠点の整備 ●防災関連施設等の充実・強化 ○上下水道、電気、ガス、交通、通信等のライフラインの安全性の確保 ○電柱倒壊等への対応、緊急輸送道路・避難路の安全性の確保、情報通信ネットワーク信頼性の向上など、安定したライフライン確保のための電線類地中化の促進 ○富士ヶ嶺地区など消防水利充足率の低い地域における耐震性防火水槽・消火栓など消防水利の計画的な整備推進 ○防災倉庫、備蓄倉庫の充実 ○防災行政無線による情報連絡体制の強化・充実 ○高齢者世帯・障害者等へ対応した緊急通報装置の普及推進
④地域防災体制の強化	●総合的かつ計画的な地域防災計画の確立 ○地域防災計画の確立と災害時行動マニュアルの作成 ●防災体制の強化 ○国・県と連携した治水・治山・砂防対策促進と災害時の連携体制の強化 ○近隣市町村や防災関係機関・団体との連携と防災協定の締結推進（富士五湖消防本部、富士山火山防災協議会など） ○消防体制、救急医療体制の充実（防災ヘリ、ドクターヘリとの連携など） ○社会福祉協議会と連携した災害時要援護者支援マニュアルの策定 ●防災意識の向上と自主防災組織の育成強化 ○富士山火山防災避難マップの周知・普及と全町的ハザードマップの作成 ○地域単位の防災マップ作成、住民防災意識の普及・啓発 ○実践的な総合防災訓練の充実・強化、図上訓練の実施 ○地域の自主防災組織の育成・強化（消防団の再編・強化、人材育成など）

3) 高齢者や子どもたち、障害者など誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めます。

地域で笑顔をもって健康でいきいきと暮らしていくことが大切です。「高齢者や障害者などすべての人が一緒に暮らす社会こそがノーマルな社会」というノーマライゼーションの理念に基づき、使いやすい施設や人にやさしい環境づくりを図り、誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めます。

基本方針	施策の方針
①誰もが使いやすい公共施設のバリアフリー化の推進	●公共交通のバリアフリー化 ○河口湖駅舎のバリアフリー化の促進（券売機や音声・案内表示等） ○バス利便性の向上（低床バス導入、主要なバス停留所のバリアフリー化など） ●道路・歩行者空間のバリアフリー化 ○「交通バリアフリー法」に基づく主要な道路・歩行空間のバリアフリー化（歩道整備・段差解消、視覚障害者誘導ブロック、音声式信号機設置など） ○安全で快適な歩行空間確保のための電線類地中化の促進 ●主要な公共公益施設のバリアフリー化 ○公共施設のバリアフリー化（公園・緑地、文化行政施設、福祉施設など） ○主要な民間建築物のバリアフリー化（大型店舗、観光施設、病院、銀行など「バリアフリー新法」に基づく施設のバリアフリー化の誘導） ●重点的なバリアフリー整備の推進 ○河口湖駅周辺、中心市街地・商店街、河口湖畔観光市街地周辺など ●ユニバーサルデザインの推進 ○ユニバーサルデザインの取り組みの推進（福祉施設の改修・整備など）
②安心して暮らせる人にやさしい環境づくり	●高齢者・障害者等に配慮したまちづくりの推進 ○「富士河口湖町高齢者保健福祉計画」（平成18年3月）、「富士河口湖町障害者基本計画・障害福祉計画」（平成19年3月）の充実 ○「富士河口湖町地域福祉計画」の策定 ○高齢者福祉施設・福祉サービスの充実（町内循環バスの活用など） ○高齢者に配慮した住まいづくりの推進（高齢者向け公的住宅の改善、新たな住宅供給、バリアフリー化への支援、グループホームの整備など） ○高齢者等の生きがいづくり・社会参加の促進（生涯学習施設の充実など） ●子育て環境の充実 ○「富士河口湖町次世代育成支援行動計画」に基づく子育て支援の充実（支援センターの設置、つどいの広場の充実、子育てサークルの普及など） ○子育て環境の整備・充実（保育所機能、児童館・学童クラブの充実など） ○学校施設の充実と学校跡地の活用、小中学校の適正規模化・統廃合の検討 ○育成会活動等の拠点強化（子ども未来創学館の充実）
③協働による福祉のまちづくりの推進	●福祉のまちづくりに向けた取り組み、推進体制の強化 ○相談窓口と庁内推進体制の充実、福祉活動への支援充実（ボランティアセンター設置検討など） ○「富士河口湖町健康のまちづくり計画」に基づく健康まちづくり条例の充実、健康づくり実施計画の推進（健康プラザの活用、保健センターの整備） ○「ふじサンサンプラン」の推進と条例制定に向けた調査・研究の推進 ○「人にやさしいまちづくり事業」制度の活用 ○広域医療体制の強化、救急医療体制の充実（健康科学大学や医療機関、保健・福祉機関と連携した地域医療体制の整備・充実） ●協働による福祉のまちづくりの推進 ○地域ぐるみの福祉ネットワークづくり（社会福祉協議会、NPO、福祉ボランティア団体等の連携強化） ○意識啓発・向上（福祉のまちづくりハンドブック、福祉マップの作成など） ○学校を核にしたまちづくり・地域コミュニティの醸成

■暮らしの環境づくり方針図 —住環境・福祉のまちづくり—



■暮らしの環境づくり方針図 —防災まちづくり—

